FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル
【認定申請：太陽光50kW以上、風力、水力、地熱】

第３５版　２０２６年１１月４日

1-1.ログイン/ログアウト

申請手続き等を行う場合

再生可能エネルギー電子申請ホームページにアクセスし、ログインを行って下さい

※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

ログイン方法



GビズIDを利用して手続きを行うか、
GビズIDを利用せずに手続きを行うかを選択することができます。
GビズIDを利用して手続きを行う場合、申請情報確定時点でGビズIDが必要になりますので、
予めGビズIDのサイト（**https://gbiz-id.go.jp/top/**）からGビズIDを取得してください。
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです。

1-1.ログイン/ログアウト

発行済みのユーザ名、パスワードを入力して下さい

ログイン方法

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のＩＤ・パスワードは、手続を行った登録者に発行しております。）されている
ログインＩＤ・パスワードにてログインをお願いいたします。

1

ログインID　abcd1234

パスワード　パス

対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

[ユーザ名](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

2

ログイン

「ログイン」ボタンをクリックします

マイページ画面が表示されます

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。　新規登録へ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

1-1.ログイン/ログアウト

[ログイン]に成功するとマイページが表示されます



2-1.認定申請[認定申請入力]

以下の手順で登録を行います。

1．＜共通＞仮登録.pdfのP.2～16を参照し、必要事項を入力・選択します。

※以降は申請対象により手順が異なります※
※**説明会概要報告書**または**事前周知措置概要報告書**の入力方法については、
それぞれ以下を参照して入力してください。
説明会概要報告書：＜共通＞仮登録.pdfのP.41～42
事前周知措置概要報告書：＜共通＞仮登録.pdfのP.91

【仮登録が不要な場合】
2．本マニュアルの**P.5**以降を参照し、必要事項を入力・選択します。

【仮登録が必要な場合】
2．＜共通＞仮登録.pdfのP.17～31を参照し、必要事項を入力・選択します。
3．その後一定期間を経て**＜共通＞仮登録.pdf**のP.32～36を参照し、本登録へと進めます。
4．本登録へと進めた後は、本マニュアルの**P.5**以降を参照し、必要事項を入力・選択します。

2-3.認定申請登録[情報入力]



「事業者情報」タブをクリックします

[事業者情報]を入力します



事業者自身が入力していない場合、または事業者情報を新たに入力したい場合は「本人でない」を選択します

※一度“本人でない”を選択して申請した場合は、
「新たに事業者を登録します」または「既に登録されている事業者を使用します」を選択します
※[本人でない]場合は委任状、印鑑証明が必要となります

[課税事業者の該否]の入力に進みます（マニュアルP.7へ）

事業者情報を編集する場合は
[事業者情報を編集する]にチェックを付けます

編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目はマニュアルP.6を参照して下さい

②「事業者自身が入力されていますか？」

事業者が、地方税法第七十二条の四に規定する法人である場合、チェックボックスにチェックを付けます

※該当しない方はチェックを付けないでください。該当しないのにチェックが付いたまま認定されても電力会社によっては認めてくれない場合があります

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[個人]の場合



編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は以下のいずれかの方法で新しく情報を登録してください。

①「事業者自身が入力されていますか？」で「本人でない」を選択する
②「事業者自身が入力されていますか？」で「本人でない」が選択されている状態で「新たに事業者を登録します」を選択する

※事業者自身で登録されている場合でも、編集可能な項目以外を編集したい場合は[本人でない]を選択して新しく登録してください

[法人]・[公共法人]の場合



2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します



[課税事業者の該否]を選択します

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、「**課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）**」を選択してください。

[法人番号／インボイス発行事業者の登録番号]を入力します

「**課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）**」を選択した場合、**法人番号**がある場合には**国税庁から指定・通知される13桁の法人番号**を、**インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）**である場合にはその**登録番号（「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字）**を入力してください。

※[事業者自身が入力されていますか？]で「本人でない」を選択した場合または[事業者自身が入力されていますか？]で「本人でない」が選択されている状態で「新たに事業者を登録します」を選択した場合で、[法人個人区分]を「法人」または「公共法人」とした場合、当該欄は事業者名欄の下に表示されます。（**P.14参照**）

[インボイス登録年月日]を入力します

「**課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）**」を選択した場合、インボイスの登録年月日を入力してください。

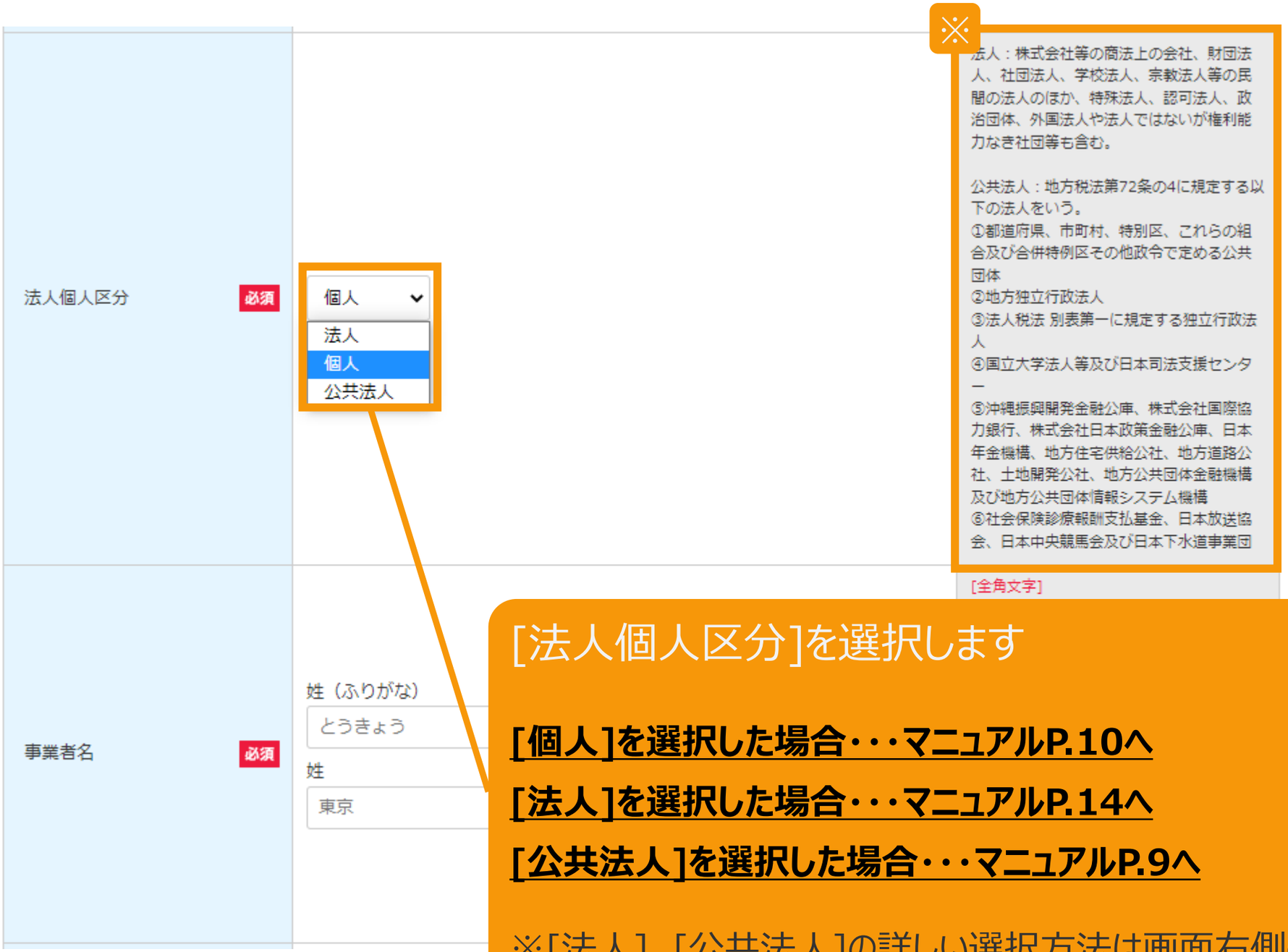
[事業者自身が入力されていますか？]で[本人]を選択した場合または[本人でない]が選択されている状態で「既に登録されている事業者を使用します」を選択している場合・・・[発電設備の出力]の入力に進みます（**マニュアルP.21へ**）

[事業者自身が入力されていますか？]で[本人でない]を選択した場合または[本人でない]が選択されている状態で「新たに事業者を登録します」を選択した場合・・・[法人個人区分]の選択に進みます（**マニュアルP.8へ**）

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合



[法人個人区分]を選択します

[個人]を選択した場合･･･マニュアルP.10へ

[法人]を選択した場合･･･マニュアルP.14へ

[公共法人]を選択した場合･･･マニュアルP.9へ

※[法人]、[公共法人]の詳しい選択方法は画面右側の欄外をご覧下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[公共法人]

法人個人区分 必須	公共法人 ▼	法人：株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含む。 公共法人：地方税法第72条の4に規定する以下の法人をいう。 年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構 ⑥社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団
公共法人詳細 必須	①都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体 ②地方独立行政法人 ③法人税法別表第一に規定する独立行政法人 ④国立大学法人等及び日本司法支援センター ⑤沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構 ⑥社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団	

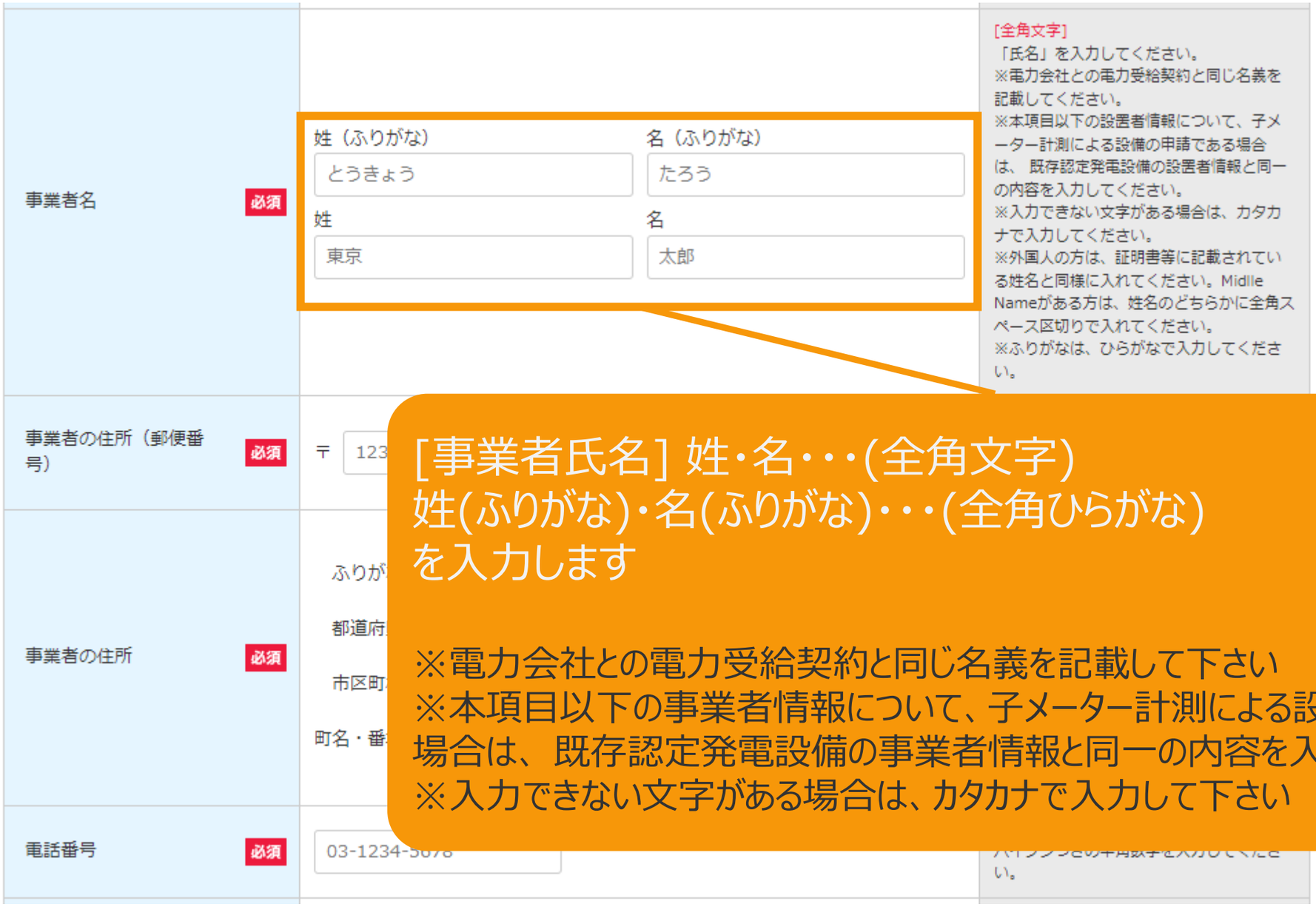
[公共法人詳細]を選択します

<u>※マニュアルP.14[事業者情報]入力へお進み下さい</u>

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[個人]



[事業者氏名] 姓･名･･･(全角文字)
姓(ふりがな)･名(ふりがな)･･･(全角ひらがな)
を入力します

※電力会社との電力受給契約と同じ名義を記載して下さい
※本項目以下の事業者情報について、子メーター計測による設備の申請である場合は、既存認定発電設備の事業者情報と同一の内容を入力して下さい
※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[個人]



[郵便番号](半角数字)を入力し、
「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない場合は欄外のリンクより検索し、入力して下さい

住所を選択し「選択」ボタンをクリックします

[都道府県]・[市区町村]が自動入力されます

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[個人]



[ふりがな](全角ひらがな)
を入力します

[町名・番地](全角文字)
を入力します

※丁目・番地・号の区切りは、
　全角ハイフン（-）を使用して下さい
例1：１丁目１番地１号 → １-１-１
例2：２丁目１００番地 → ２-１００

[電話番号](半角数字)
を入力します

※ハイフンつきの半角数字を入力して下さい

[内線番号](半角数字)
を入力します

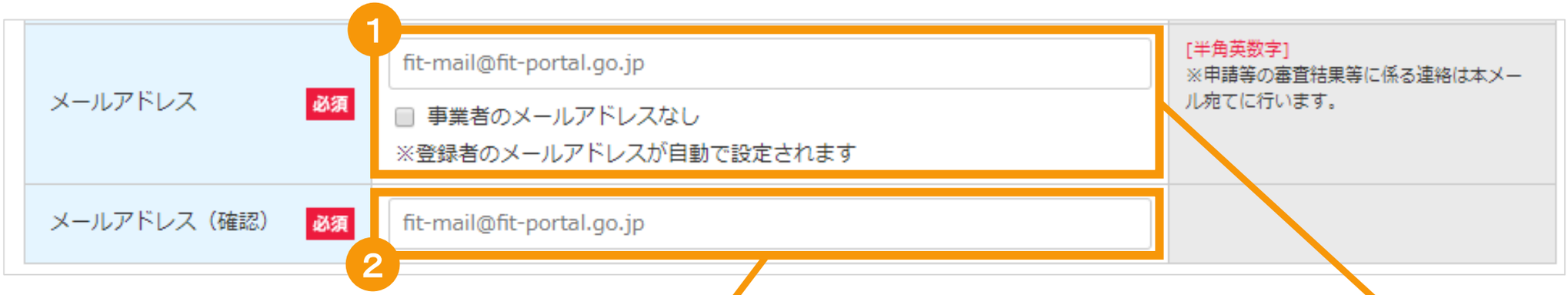
[FAX番号](半角数字)
を入力します(任意)

※ハイフンつきの半角数字を入力して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[個人]



[メールアドレス(確認)](半角英数)
を入力します

※確認のため、もう一度メールアドレスを入力して下さい
※マニュアルP.20へお進み下さい

[メールアドレス](半角英数)
を入力します

※事業者のメールアドレスがない場合は[事業者のメールアドレスなし]にチェックを付けます
登録者のメールアドレスが自動で設定されます

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

[事業者名]
事業者名(ふりがな)・・・(全角ひらがな)
事業者名・・・(全角文字)
を入力します

※事業者名は「㈱」等の略称文字や特殊文字を使用せず、「株式会社」等と記載します

事業者名	必須	1 事業者名（ふりがな） かぶしきがいしゃまるまるしすてむず 事業者名 株式会社〇〇システムズ	は、既存認定発電設備の設置者情報と同一の内容を入力してください。 ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。 ※ふりがなは、ひらがなで入力してください。
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号	必須	2 法人番号を持っている場合、こちら（国税庁「法人番号公表サイト」）から検索してください。 法人番号を持っていない場合、「法人番号未取得」にチェックをしてください。 1234567890123 法人番号未取得 ☐	[半角数字13桁]

[法人番号／インボイス発行事業者の登録番号](半角数字13桁)を入力します

法人番号がある場合には国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を入力してください
※法人番号が不明な場合は「国税庁(法人番号公表サイト)」のリンクより、検索し入力してください
※法人番号を持っていない場合は「法人番号未取得」にチェックをしてください（なお「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択している場合は未取得をチェックすることはできません。

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]



[役職](全角文字)
[氏名(ふりがな)](全角ひらがな)
[氏名](全角文字)
を入力します

※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力して下さい

※ 郵便番号が分からない方は、こちら（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」）から検索してください。

[郵便番号](半角数字)を入力し、
「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない方は欄外のリンクより検索して下さい

住所を選択し「選択」ボタンをクリックします

[都道府県]・[市区町村]が自動入力されます

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]



[ふりがな](全角ひらがな)
を入力します

[町名・番地](全角文字)
を入力します

※丁目・番地・号の区切りは、
　全角ハイフン（-）を使用して下さい
例1：１丁目１番地１号 → １-１-１
例2：２丁目１００番地 → ２-１００

[法人の代表電話番号](半角数字)
を入力します

※ハイフンつきの半角数字を入力して下さい
※携帯電話番号は原則不可となります。固定電話がない場合のみ携帯電話番号を入力して下さい

[法人の代表連絡先メールアドレス(確認)]
(半角英数)を入力します

※確認のため、もう一度メールアドレスを入力して下さい

[法人の代表連絡先メールアドレス]
を入力します

※法人の代表連絡先メールアドレスがない場合は、担当者のメールアドレスを入力して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

[担当者の氏名](全角文字)
を入力します

担当者の氏名 必須

姓（ふりがな）: とうきょう　名（ふりがな）: たろう

姓: 東京　名: 太郎

申請等の審査結果等に係る連絡先を入力してください。
入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。

外国人の方は、証明書等に記載されている姓名と同様に入れてください。Midlle Nameがある方は、姓名のどちらかに全角スペース区切りで入れてください。
ふりがなは、ひらがなで入力してくださ
い。

担当者連絡先電話番号 必須: 03-1234-5678

[電話番号](半角数字)
を入力します

※ハイフンつきの半角数字を入力して下さい

担当者連絡先内線番号: 1234567890

[内線番号](半角数字)
を入力します(任意)

担当者連絡先FAX番号: 03-1234-5678

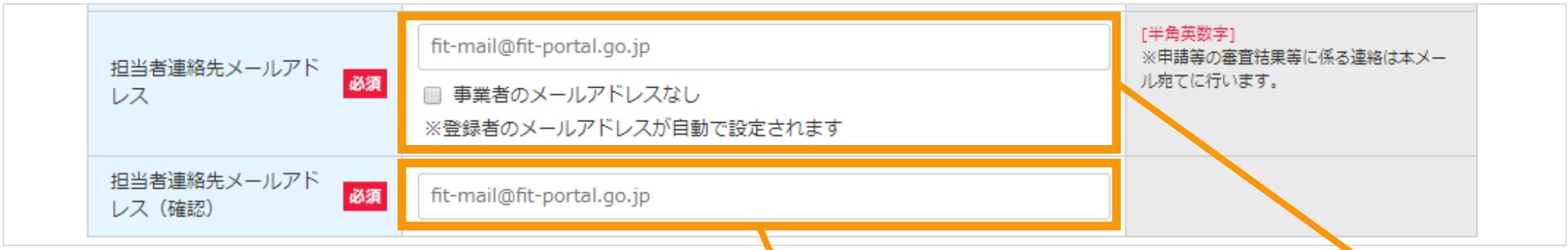
[FAX番号](半角数字)
を入力します(任意)

※ハイフンつきの半角数字を入力して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]



[メールアドレス](半角英数)を入力します

※事業者のメールアドレスがない場合は
[事業者のメールアドレスなし]にチェックを付けます
登録者のメールアドレスが自動で設定されます

[メールアドレス(確認)](半角英数)を入力します

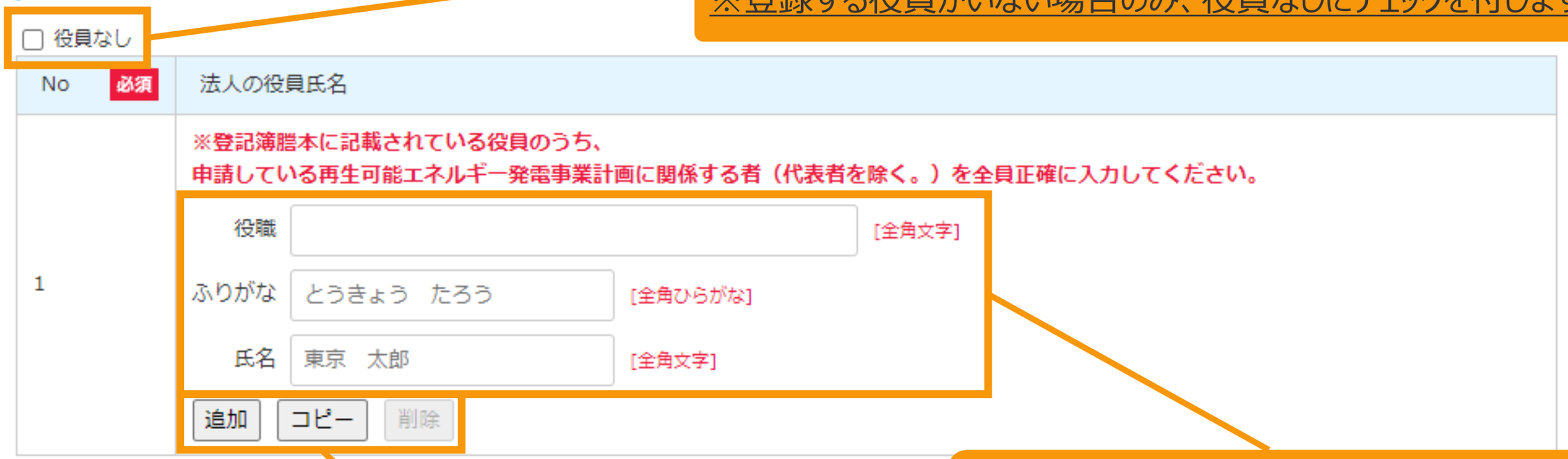
※確認のため、もう一度メールアドレスを入力して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[法人の役員情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

[役員なし]チェック
※登録する役員がいない場合のみ、役員なしにチェックを付します。



「追加」：複数の[法人の役員情報]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

[役職](全角文字)
[氏名(ふりがな)](全角ひらがな)
[氏名](全角文字)
を入力します

2-3.認定申請登録[情報入力]

[既設設備の更新]を入力します

[風力(陸上風力リプレース)][地熱(全設備更新型リプレース)]
[地熱(地下設備流用型リプレース)] [水力][水力(既設導水路活用型リプレース)]の場合
※[水力]の場合は任意の項目です



[既設設備ID](半角英数字)
を入力します(任意)

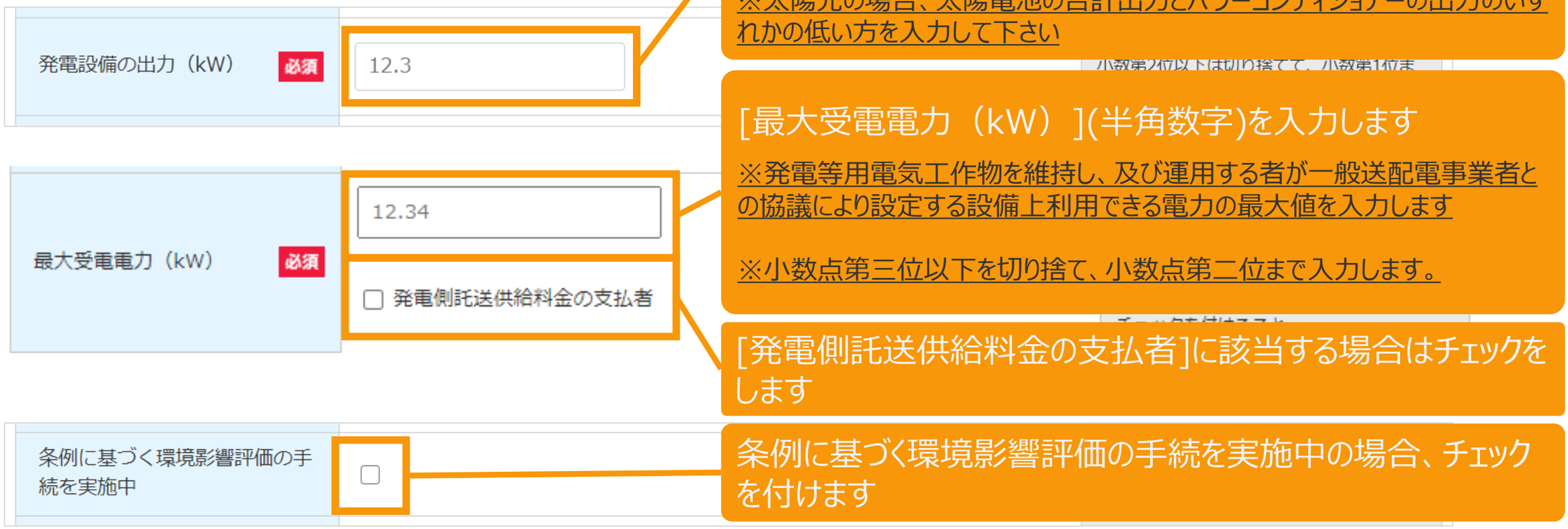
[既設設備の出力(kW)](半角数字)
を入力します
※小数第2位以下は切り捨てて、小数第1位まで
入力して下さい

[既設設備の名称] (全角文字)
[既設設備の設置場所] (全角文字)
を入力します

2-3.認定申請登録[情報入力]



[発電設備の出力（kW）]、[最大受電電力（kW）]、
[条例に基づく環境影響評価の手続を実施中]、[環境影響評価の手続を実施中]を入力します



[水力][水力(既設導水路活用型リプレース)]以外の場合



2-3.認定申請登録[情報入力]

[発電設備の名称]を入力します



[発電設備の名称] (全角文字)
を入力します
設置する発電設備の名称を入力してください
(なお、子メーター計測による設備の申請である場合は、既存認定発電設備の名称と異なる名称を入力してください)

2-3.認定申請登録[情報入力]



「発電設備の設置場所」タブをクリックします

[発電設備の設置場所に係る情報]を入力します

※本画面では代表地番のみ入力可能です。代表地番以外を入力する場合は**設置場所入力画面（P.57）**にて入力してください。



1 [郵便番号]を入力し、「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない方は欄外のリンクより検索して下さい

2 住所を選択し「選択」ボタンをクリックします

都道府県・市区町村が自動入力されます
※[町名・番地](全角文字)は自動入力されないので手入力して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業区域の面積]を入力します



2-3.認定申請登録[情報入力]

[太陽光発電設備の設置形態]を入力します

[太陽光]の場合



[太陽光発電設備の設置形態]を選択します

[屋根設置]又は[地上設置]を選択します
どちらにも該当する場合は両方を選択します

※建物とは、原則として不動産登記法１１１条「建物は、屋根及び個壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない」に該当するものを指しますが、この他に、壁や車庫等に設置する場合も建物設置を選択して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[太陽光発電設備の設置形態]を入力します

[太陽光]の場合



[屋根設置]を選択された場合(1/2)

①[既設の建物等]又は[建設中・予定の建物等]のいずれかを選択して下さい
②既設の建物等で、2022年1月17日以前に建物を設置したした場合は、チェックをつけて下さい
③[事業者が所有]又は[事業者以外が所有][事業者が事業者以外と共有]のいずれかを選択して下さい

[屋根設置]を選択された場合(2/2)

④[建物の種類]を一覧より選択して下さい
※[その他]を選択された場合は、概要(全角文字)を記入して下さい
※2023年度より太陽光50kW以上の申請においては一戸建ての住宅を選択して申請を行うことはできません

[地上設置]を選択された場合

①[野立て]、[営農型]、[水上]のいずれかを選択してください
②[事業者が所有]又は[事業者以外が所有][事業者が事業者以外と共有]の該当する選択肢を選択してください

2-3.認定申請登録[情報入力]



「太陽電池に係る事項」タブをクリックします

[太陽電池に係る事項]を入力します

[太陽光]の場合



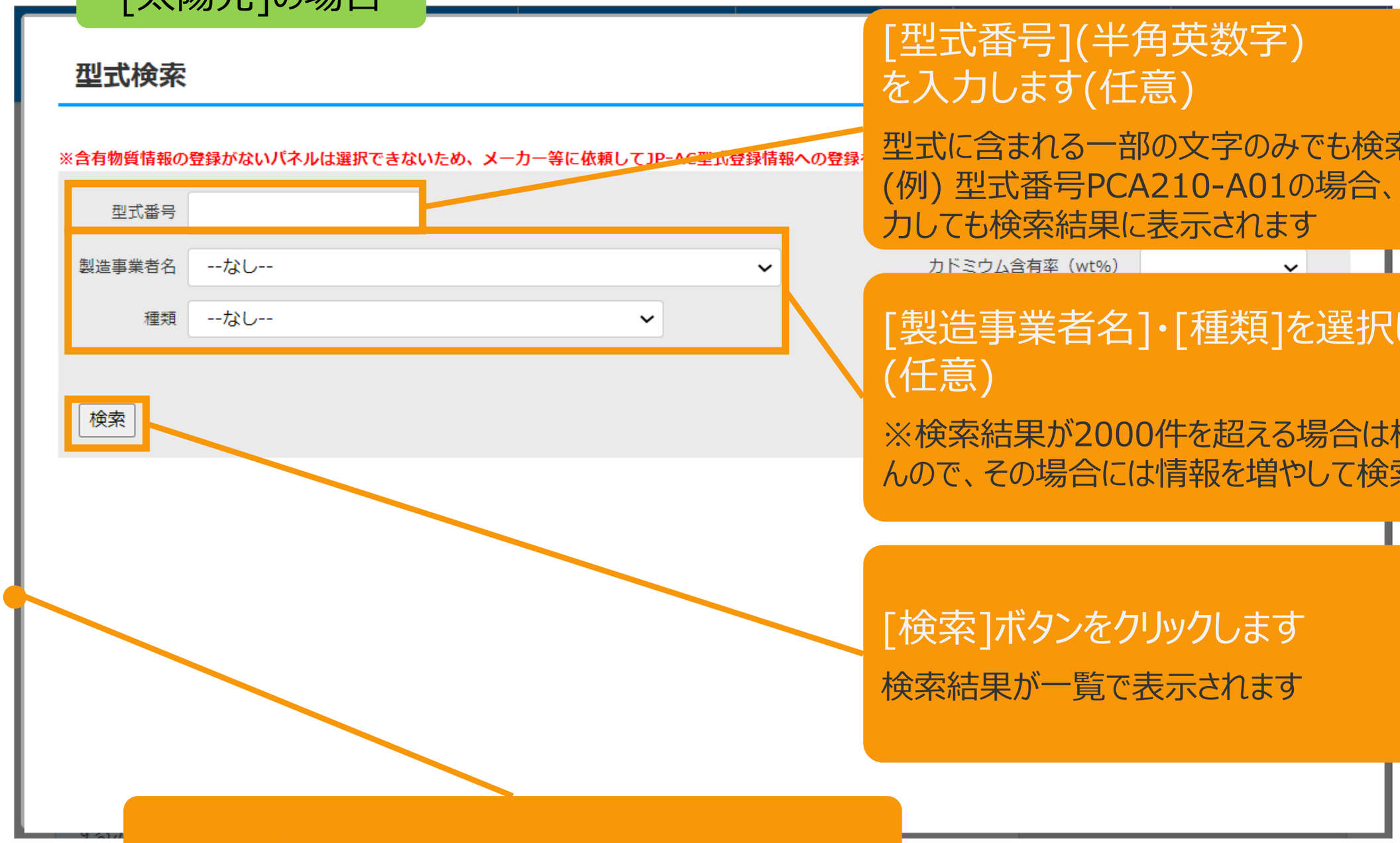
「型式リスト」ボタンをクリックし、
太陽電池を選択します

型式検索のポップアップ画面が表示されます

2-3.認定申請登録[情報入力]

[太陽電池に係る事項]を入力します

[太陽光]の場合



[型式番号](半角英数字)
を入力します(任意)

型式に含まれる一部の文字のみでも検索可能です
(例) 型式番号PCA210-A01の場合、A210と入力しても検索結果に表示されます

[製造事業者名]・[種類]を選択します
(任意)

※検索結果が2000件を超える場合は検索できませんので、その場合には情報を増やして検索します

[検索]ボタンをクリックします

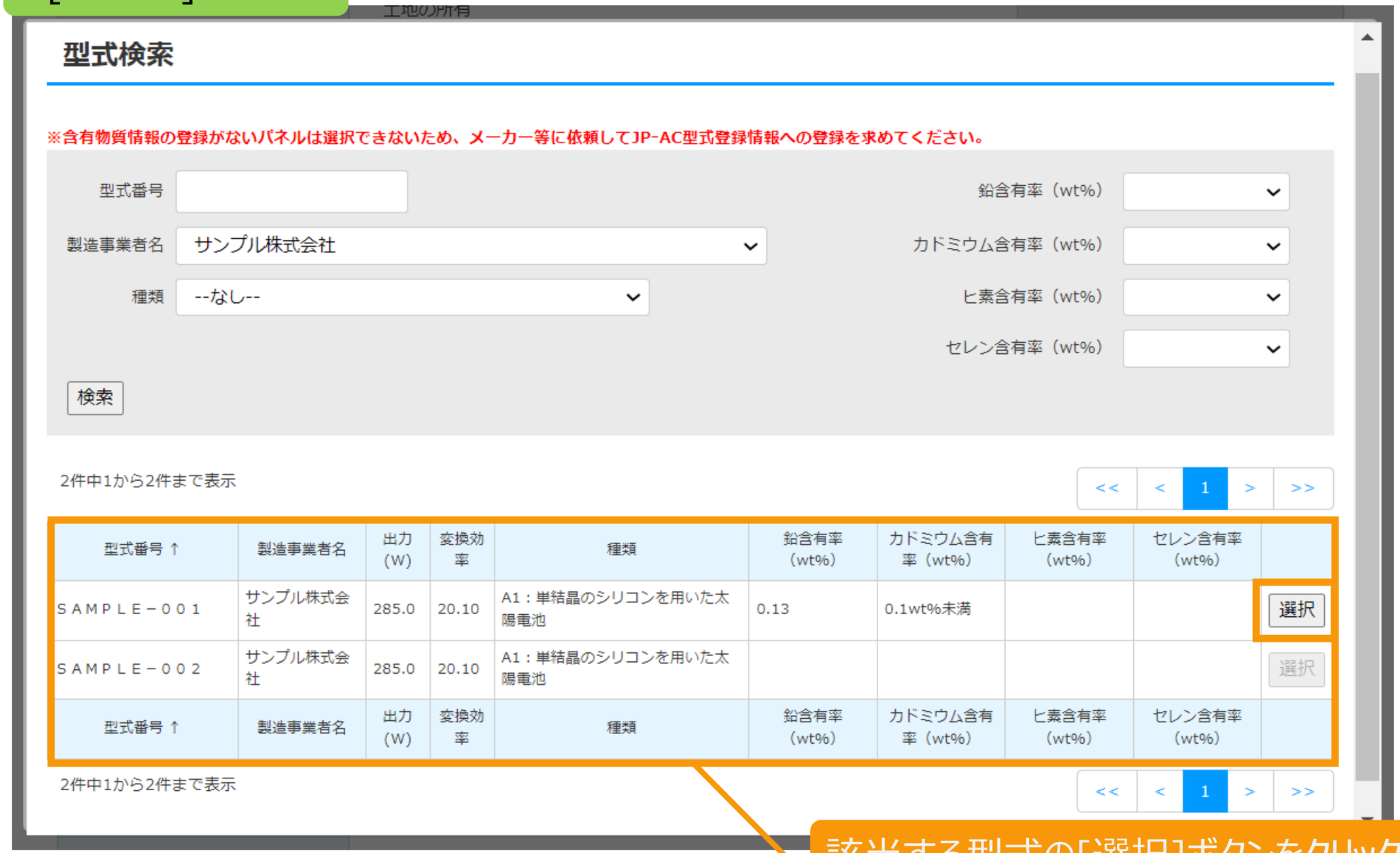
検索結果が一覧で表示されます

※検索を途中で中止する場合は画面外をクリックします
ポップアップ画面が閉じ、情報入力画面に戻ります

2-3.認定申請登録[情報入力]

[太陽電池に係る事項]を入力します

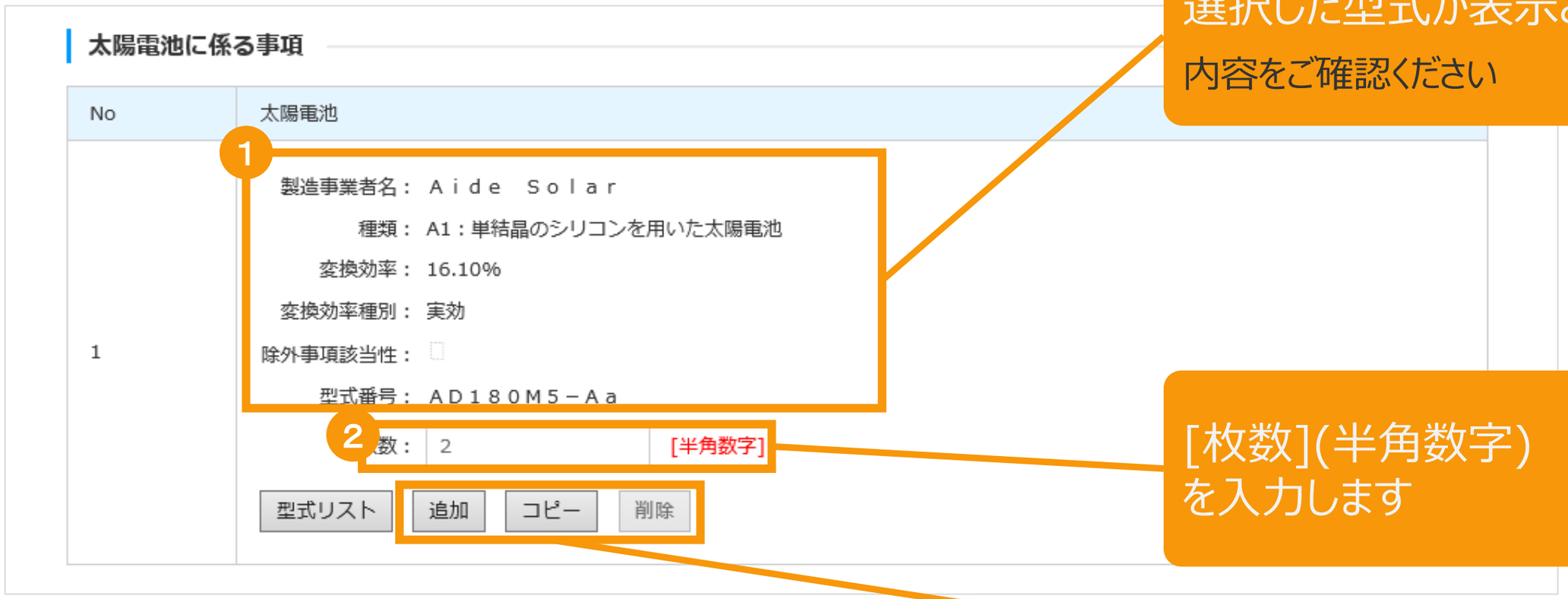
[太陽光]の場合



2-3.認定申請登録[情報入力]

[太陽電池に係る事項]を入力します

[太陽光]の場合



選択した型式が表示されます
内容をご確認ください

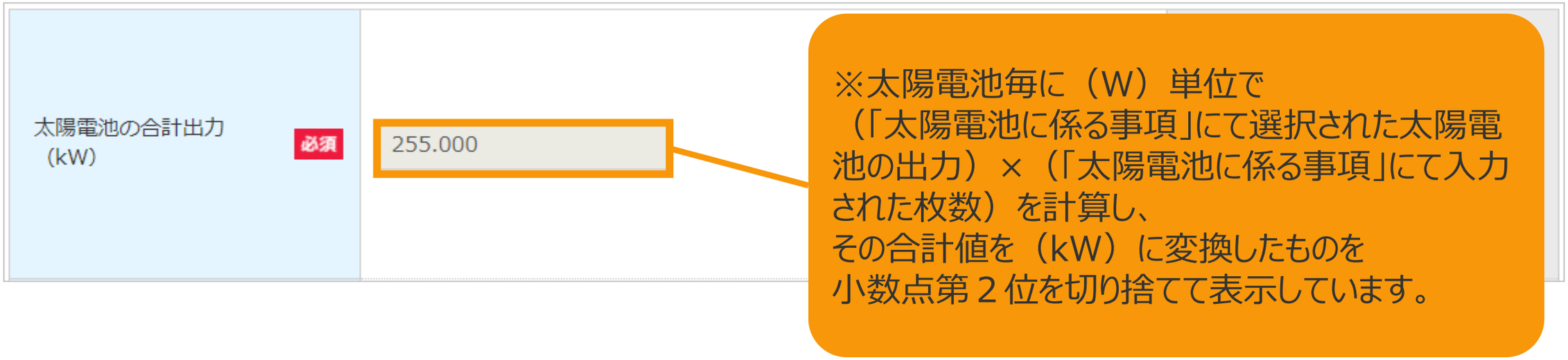
[枚数](半角数字)
を入力します

「追加」：複数の[情報]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

2-3.認定申請登録[情報入力]

[太陽電池に係る事項]を入力します

[太陽光]の場合



2-3.認定申請登録[情報入力]

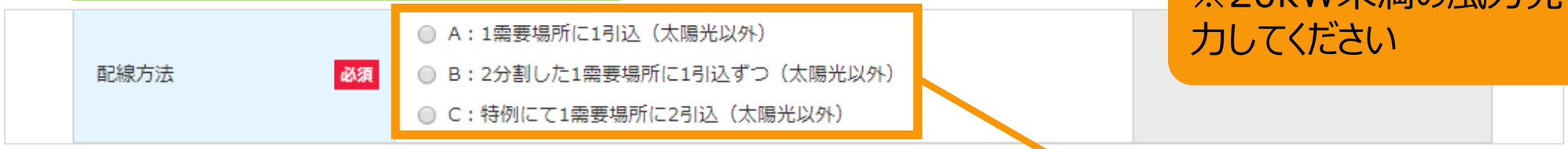


[風車に係る事項]、[配線方法]を入力します

[風力（陸上風力リプレースを除く）]の場合



[太陽光]以外の場合



[太陽光]の場合



[配線方法] を選択します

2-3.認定申請登録[情報入力]

[自家発電設備等の設置の有無]を入力します



[自家発電設備等の設置の有無]を選択します



[有]を選択された場合

①[自家発電設備の種類]を選択して下さい

[蓄電池]を選択した場合



[蓄電池]を選択した場合

②[蓄電池の位置]を選択して下さい

[PCSより太陽電池側]を選択した場合

③[区分計量の可否]を選択して下さい

[その他]を選択した場合



[その他]を選択した場合

②[その他の詳細]を入力して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[電気事業者への電気供給量の計測方法]を入力します



[電気事業者への電気供給量の計測方法]を選択します

[他設備の増設分として子メーター計測]を選択した場合

[他設備の設備ID](半角英数字)を入力して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[系統接続に係る事項]を入力します



[接続契約締結日] を入力します

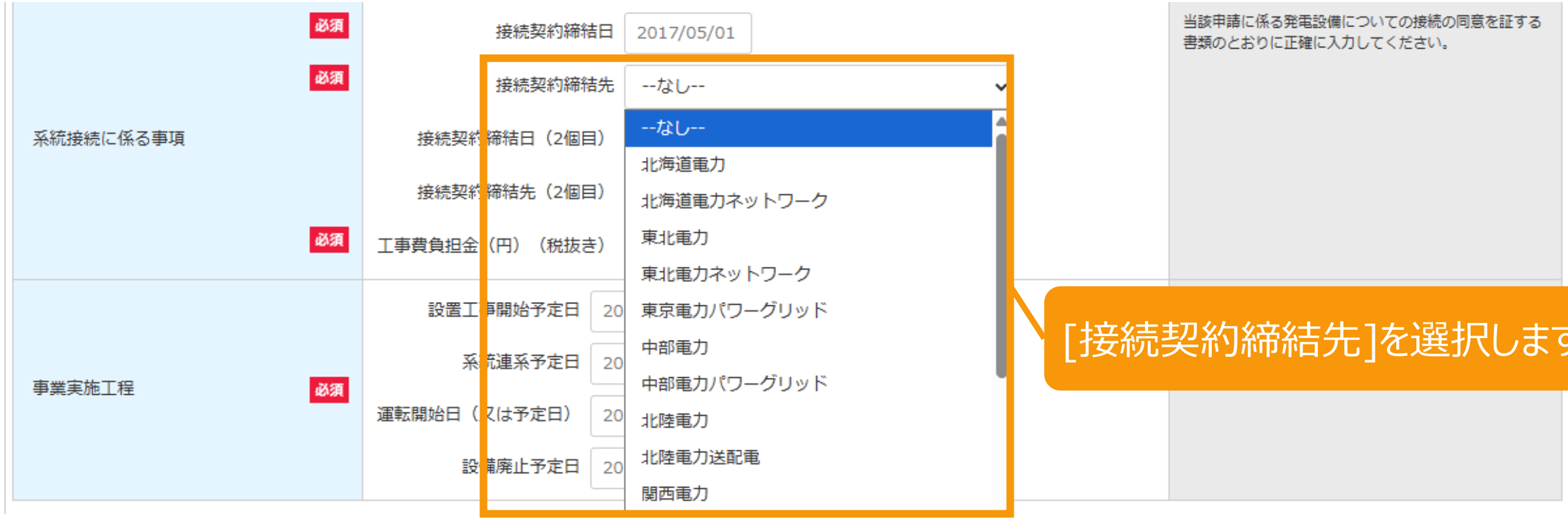
※当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類の通りに正確に入力します
※接続契約締結日に未来日は入力できません

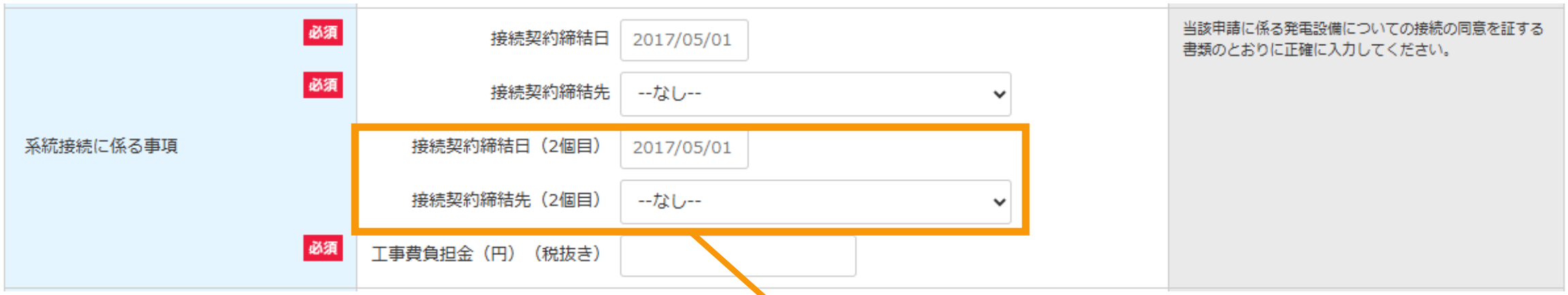
《入力方法》
記入枠内をクリックするとカレンダーが表示されますので、カレンダーより接続契約締結日を選択します

直接入力も可能ですが、その場合は、下記の形式で入力します
(記入例)2017年6月1日の場合→2017/06/01

2-3.認定申請登録[情報入力]

[系統接続に係る事項]を入力します





2-3.認定申請登録[情報入力]

[系統接続に係る事項]、[事業実施工程]を入力します



[工事費負担金(円)(税抜き)]
(半角数字)を入力します

[設置工事開始予定日]
[系統連系予定日]を入力します

[運転開始日(又は予定日)]
[設備廃止予定日]
を入力します

※運転開始済みの場合、[運転開始済み]にチェックを付け、運転開始日(又は予定日)の欄に正確な運転開始年月日を入力して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

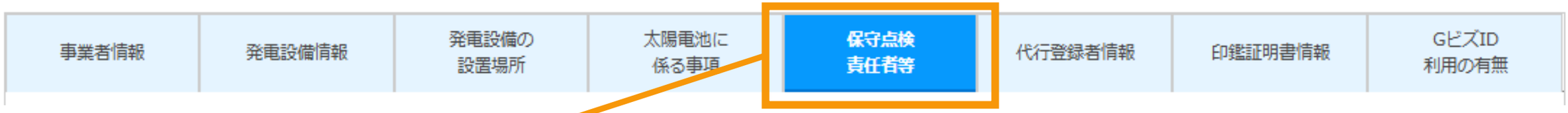
[更新に係る事項]を入力します

[風力(陸上風力リプレース)][地熱(全設備更新型リプレース)]
[地熱(地下設備流用型リプレース)]の場合

系統接続に係る事項 必須	接続契約締結日 2017/05/01 接続契約締結先 --なし-- 工事費負担金（円）（税抜き）	当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に入力してください。
更新に係る事項 必須	接続枠の継承 --なし-- 電源線の継承 --なし--	
事業実施工程 必須	設置工事開始予定日 2017/05/01 系統連系予定日 2017/05/01 運転開始日（又は予定日） 2017/05/01 運転開始済み 設備廃止予定日 2017/05/01	運転開始済みの場合、「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始日（又は予定日）の欄に運転開始年月日を入力してください。

[接続枠の継承]
[電源線の継承]
を選択します

2-3.認定申請登録[情報入力]



「保守点検責任者等」タブをクリックします

[保守点検責任者]を入力します



[法人個人区分]を入力します

[法人]を選択した場合…

<u>※マニュアルP.40へお進み下さい</u>

[個人]を選択した場合…

<u>※マニュアルP.41へお進み下さい</u>

2-3.認定申請登録[情報入力]

[保守点検責任者]、[保守点検及び維持管理計画]を入力します



[法人]を選択した場合

[全角文字]

[法人名](全角文字)
[法人番号](半角数字13桁)
[責任者氏名](全角文字)
[所属・役職](全角文字)
[電話番号](半角数字)
[内線番号](半角数字)
を入力します

※電話番号はハイフン付きの半角数字で記入して下さい
※法人番号をお持ちの場合は「国税庁(法人番号公表サイト)」のリンクより、検索し入力をして下さい

[保守点検及び維持管理計画]

保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、書類添付画面にて添付して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[保守点検責任者]、[保守点検及び維持管理計画]、[保守点検及び維持管理費用総額]を入力します



[個人]を選択した場合

[責任者氏名](全角文字)
[電話番号](半角数字)
[内線番号](半角数字)
を入力します

※電話番号はハイフン付きの半角数字で記入して下さい

[保守点検及び維持管理計画]

保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、書類添付画面にて添付して下さい



[保守点検及び維持管理費用総額(円)(税抜き)](半角数字)を入力します

再生可能エネルギー事業を実施するに当たり必要となる主な費用の見込みについて入力します
※調達期間において必要となる費用の見込みについて入力します

2-3.認定申請登録[情報入力]

[廃棄等費用]を入力します

[太陽光][陸上風力][陸上風力（リプレース）]
[再エネ海域利用法適用事業以外の洋上風力]以外の場合



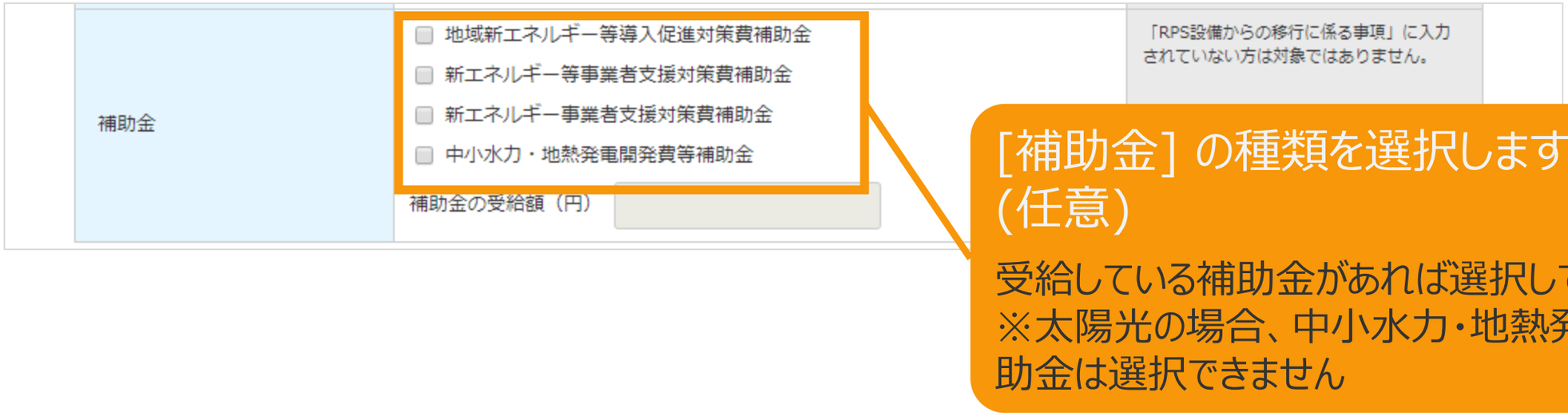
[積立開始時期]、[積立終了時期]を入力します
※「毎月積立金額（円）（税抜き）」は（「廃棄等費用の総額（円）（税抜き）」にて入力された値）÷（（「積立終了時期」にて入力された値）－（「積立開始時期」にて入力された値））を計算し、表示しています
※切り捨てにより（「毎月積立金額（円）（税抜き）」）×（（「積立終了時期」にて入力された値）－（「積立開始時期」にて入力された値））の結果が「廃棄等費用の総額（円）（税抜き）」を下回らないようにご注意下さい
※再エネ海域利用法適用事業の洋上風力の場合は入力不要となります

[廃棄等費用の総額(円)(税抜き)](半角数字)
[廃棄等費用の算定方法](全角文字)
を入力します

※事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について入力して下さい

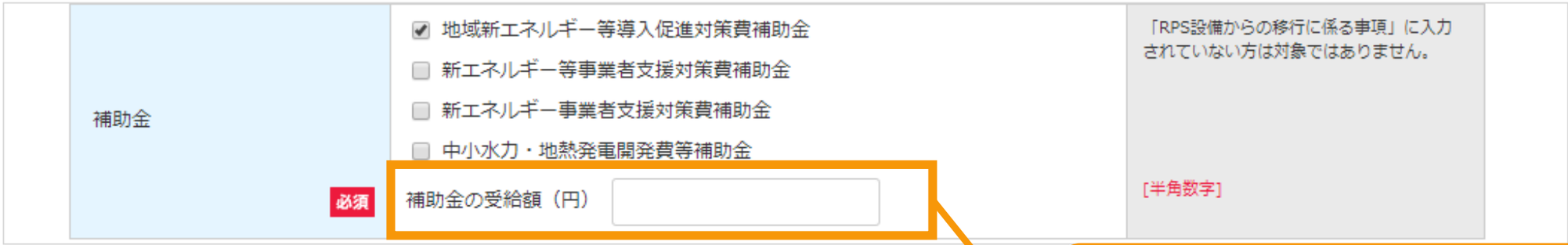
2-3.認定申請登録[情報入力]

[補助金]を入力します



[補助金] の種類を選択します
(任意)

受給している補助金があれば選択して下さい
※太陽光の場合、中小水力・地熱発電開発費等補助金は選択できません



[補助金] の種類を選択した場合

[補助金の受給額(円)](半角数字)を入力して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]

[自家消費・地域消費等計画]を入力します

[地熱][地熱（全設備更新型リプレース）] [地熱（地下設備流用型リプレース）][水力][水力（既設導水路活用型リプレース）]の1,000kW未満の場合

自家消費・地域消費等計画 必須	当該発電設備における年間発電量の見込み（kWh/年）：12.3 自家消費等の量の見込み（kWh/年）：12.3 自家消費等の用途： 自家消費等の比率（%）： 特定供給の有無 ○ 有 ○ 無	「自家消費等の比率（%）」は（（「年間自家消費量の見込み」にて入力された値）÷（「年間発電量の見込み」にて入力された値）×100）を計算し、表示しています。

[自家消費・地域消費等計画]を入力します
※「自家消費等の比率（%）」は、
（「年間自家消費量の見込み」にて入力された値）÷（「年間発電量の見込み」にて入力された値）×100）の計算式で自動計算されます

2-3.認定申請登録[情報入力]

[必要な許認可、解体等に要する費用]を選択します

[全電源共通]

必要な許認可

必要な許認可 必須

- 森林法
- 盛土規制法
- 砂防法
- 地すべり法
- 急傾斜地法
- 上記のうち該当するものはなし

第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊に

必要な許認可がある場合当該法律のチェックボックスにチェックを入れて下さい

該当するものがない場合は、「上記のうち該当するものはなし」にチェックをつけて下さい。

[太陽光]
[陸上風力][陸上風力（リプレース）]
[再エネ海域利用法適用事業以外の洋上風力]の場合

廃棄費用積立事項

解体等に要する費用 必須

- ◉ 外部積立て
- ○ 内部積立て

[解体等に要する費用]を選択します

・「外部積立て」の場合
⇒マニュアルP.51へ

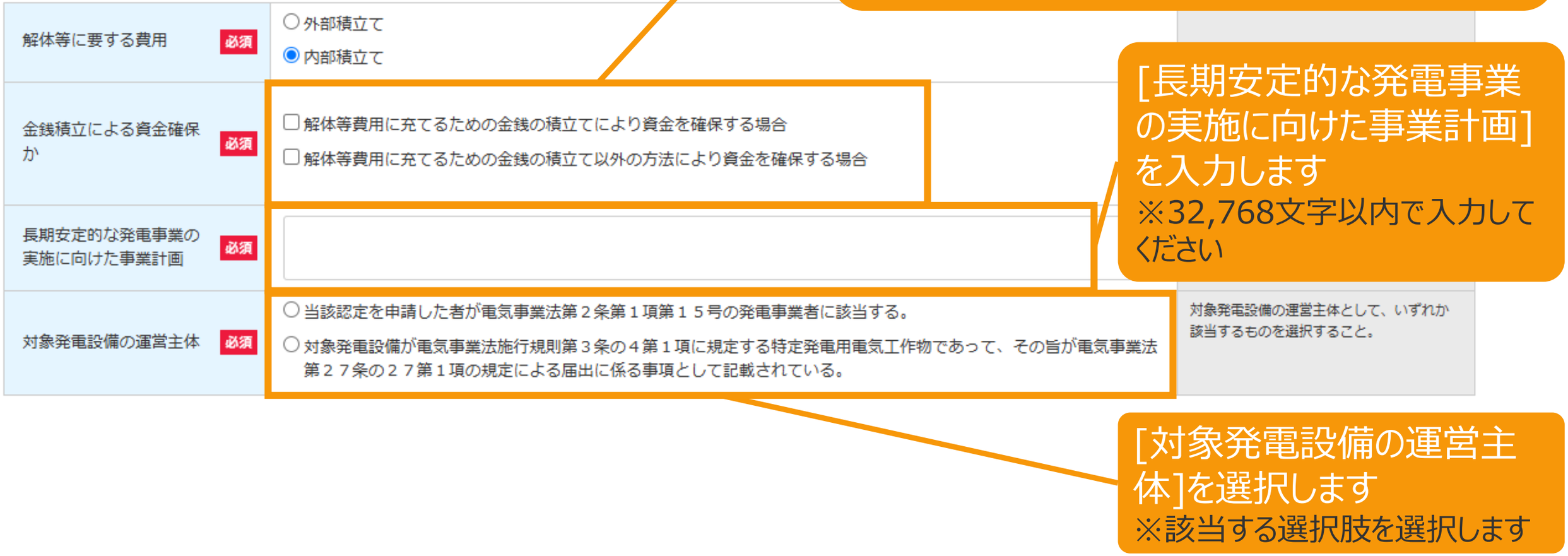
・「内部積立て」の場合
次ページ以降を参考に「内部積立てに係る事項」を入力します **⇒マニュアルP.46へ**

2-3.認定申請登録[情報入力]

[金銭積立による資金確保か]、[長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画]、
[対象発電設備の運営主体]を入力します

[太陽光]
[陸上風力][陸上風力（リプレース）]
[再エネ海域利用法適用事業以外の洋上風力]で
内部積立てを選択した場合

[金銭積立による資金確保か]を選択します
チェックした項目により、入力項目が表示されます
・「金銭の積立の方法により資金を確保する」場合
⇒マニュアルP.47へ
・「金銭の積立ての方法以外の方法により資金を確保する」場合
⇒マニュアルP.49へ
※両方選択することも可能です（その場合はそれぞれに必要な情報を入力します）



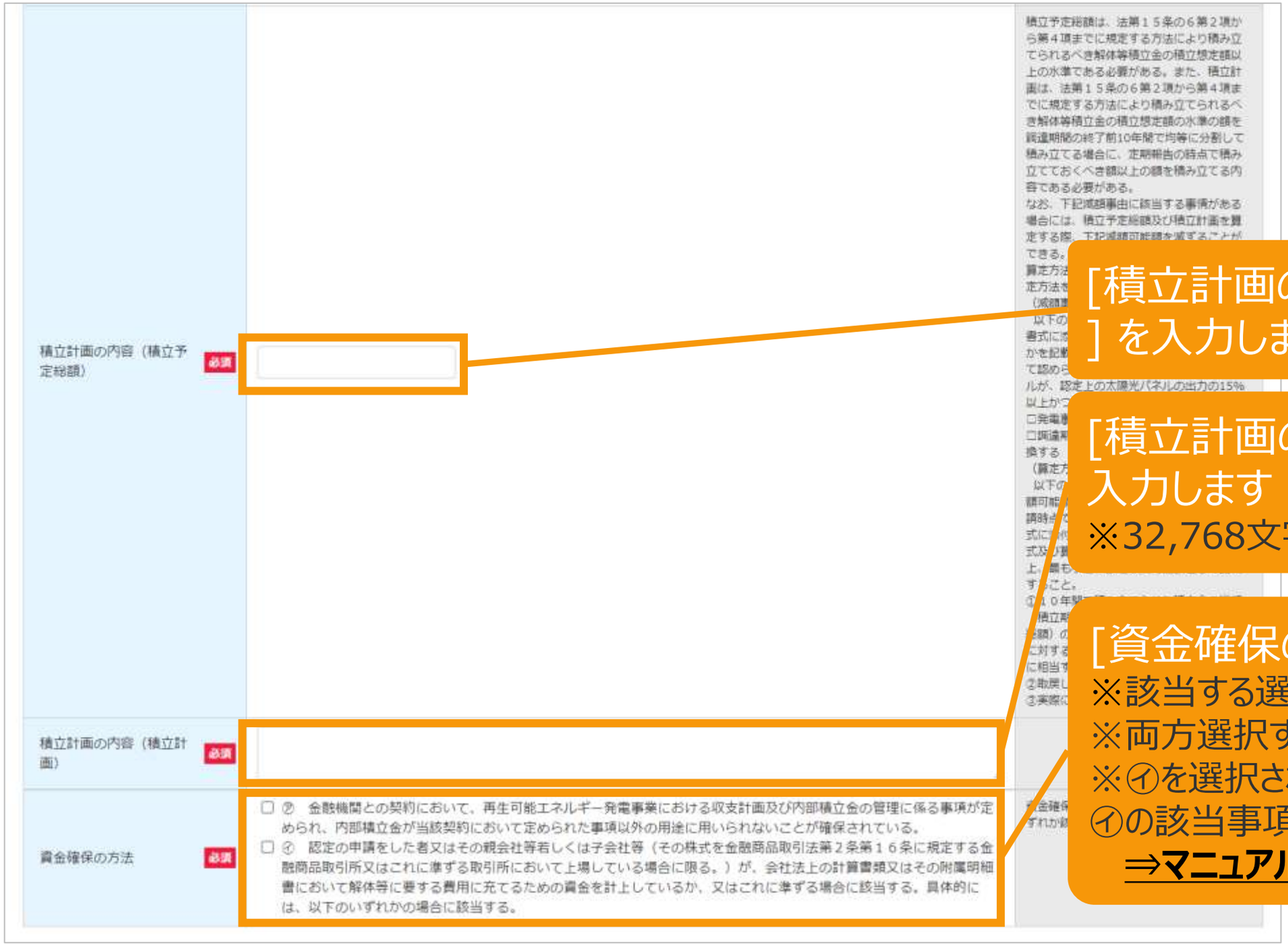
[長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画]を入力します
※32,768文字以内で入力してください

[対象発電設備の運営主体]を選択します
※該当する選択肢を選択します

2-3.認定申請登録[情報入力]

[積立計画の内容（積立予定総額）]、[積立計画の内容（積立計画）]、
[資金確保の方法]を入力します

[金銭の積立の方法により資金を確保する]を選択した場合



[積立計画の内容（積立予定総額）] を入力します

[積立計画の内容（積立計画）] を入力します
※32,768文字以内で入力してください

[資金確保の方法] を選択します
※該当する選択肢を選択します
※両方選択することも可能です
※㋑を選択された場合は[資金確保の方法（㋑の該当事項）]の選択が必要になります
⇒マニュアルP.48へ

2-3.認定申請登録[情報入力]

[資金確保の方法（㋑の該当事項）] を入力します

[金銭の積立の方法により資金を確保する]を選択し、
[資金確保の方法で㋑]を選択した場合

[資金確保の方法（㋑の該当事項）]を選択します
※該当する選択肢を選択します

資金確保の方法（㋑の該当事項） 必須

- ○ ㋑－１　認定の申請をした者が株式を上場している場合
- ○ ㋑－２　認定の申請をした者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合
- ○ ㋑－３　認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が株式を上場している場合
- ○ ㋑－４　認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合

選択した上、㋑－３又は㋑－４のいずれかを選択した場合には、必要事項を記入すること。

㋑－3を選択した場合

株式の上場主体 必須

株式の上場主体と認定申請者との関係 必須

[株式の上場主体]、
[株式の上場主体と認定申請者との関係]を入力します
※[資金確保の方法（㋑の該当事項）]で”㋑－３”を選択した場合入力します
※255文字以内で入力してください

㋑－4を選択した場合

財務諸表の開示主体 必須

財務諸表の開示主体と認定申請者との関係 必須

[財務諸表の開示主体]、
[財務諸表の開示主体と認定申請者との関係]を入力します
※[資金確保の方法（㋑の該当事項）]で”㋑－４”を選択した場合入力します
※255文字以内で入力してください

2-3.認定申請登録[情報入力]

[資金確保の方法] を入力します

[金銭の積立ての方法以外の方法により資金を確保する]を選択した場合

資金確保の方法	必須	当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能である必要があり、具体的には、以下のいずれかの場合に該当する。 ☐ ㋒ 保険により資金を確保する。 ☐ ㋓ 保証により資金を確保する。	資金確保の方法として、㋐から㋓までのいずれか該当するものを選択すること。

[資金確保の方法] を選択します
※該当する選択肢を選択します
※両方選択することも可能です

2-3.認定申請登録[情報入力]

地域活用要件を選択します

[地熱][地熱（全設備更新型リプレース）][地熱（地下設備流用型リプレース）]
[水力][水力（既設導水路活用型リプレース）]の1,000kW未満の場合

選択する地域活用要件

以下に掲げる（１）自家消費型・地域消費型の地域活用要件の①～③又は（２）地域一体型の地域活用要件の①～③の６つのうちいずれか１つを選択してください。

（１）自家消費型・地域消費型

- ☐ ①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
- ☐ ②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
- ☐ ③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。

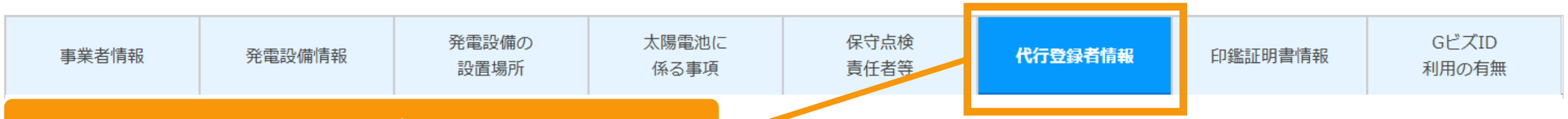
（２）地域一体型

- ☐ ①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。
- ☐ ②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。
- ☐ ③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。

[地域活用要件]を選択します
※6つのうち、いずれか1つを選択して下さい。

2-3.認定申請登録[情報入力]





「代行登録者情報」タブをクリックします

[代行登録者情報]を入力します

代行登録者情報

登録者のログイン情報を読み込み

住所（郵便番号）	〒 123 － 4567 住所反映	[半角数字] 郵便番号が分からない方は、こちら（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」）から検索してください。
住所	ふりがな とうきょうとちよだくかすみがせき　△△まんしょん 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇－〇〇－〇〇〇	[全角文字] 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。町名・番地については、手入力してください。丁目・番地・号の区切りは、必ず全角ハイフンを使用してください。例1：１丁目１番地１号 → １－１－１ 例2：２丁目１０００番地 → ２－１０００
氏名	姓（ふりがな） とうきょう　名（ふりがな） たろう 姓 東京　名 太郎	[全角文字] ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。※外国人の方は、証明書等に記載されている姓名と同様に入れてください。Midlle Nameがある方は、姓名のどちらかに全角スペース区切りで入れてください。
企業名	株式会社〇〇システムズ	[全角文字] ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。
部署名	〇〇部△△課	[全角文字] ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。
電話番号	03-1234-5678	[半角数字] ハイフンつきの半角数字を入力してください。
FAX番号	03-1234-5678	[半角数字] ハイフンつきの半角数字を入力してください。
メールアドレス	fit-mail@fit-portal.go.jp	[半角英数字]

[代行登録者情報] を入力します(任意)

事業者の代行の方が登録をしている場合、各項目を入力してください。

「登録者のログイン情報を読み込み」ボタンをクリックすると、ログイン情報を自動入力することもできます。（対象の情報が確認できるものに限る）

2-3.認定申請登録[情報入力]

事業者情報	発電設備情報	発電設備の設置場所	太陽電池に係る事項	保守点検責任者等	代行登録者情報	**印鑑証明書情報**	GビズID利用の有無

「印鑑証明書情報」タブをクリックします

[印鑑証明書情報]を入力します

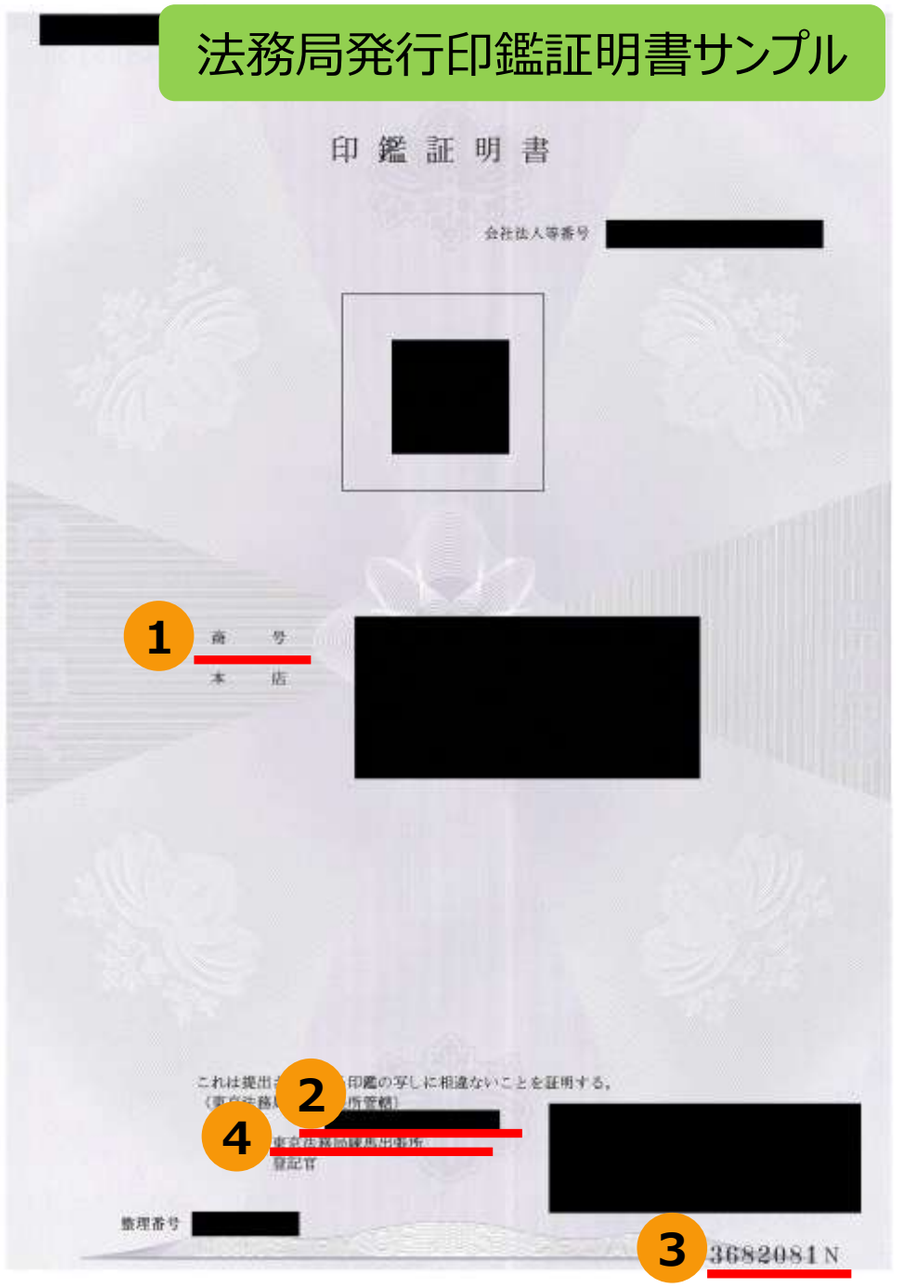
印鑑証明書情報

名義人	1	東京　太郎
日付	2	2017/05/01
印刷番号（法務局発行のみ）	3	12345678
発行主体（法務局発行のみ）	4	○○法務局△△出張所

[名義人]、[日付]、
[印刷番号（法務局発行のみ）]、
[発行主体（法務局発行のみ）]を入力します(任意)

印鑑証明書を提出する場合、印鑑証明書の記載内容から入力してください
※印鑑証明は手続きごとに取得が必要です
※**法務局発行**の印鑑証明書を提出する場合は、**印刷番号**と**発行主体**も入力してください
（右側のサンプルに付した番号に該当する項目に入力してください）
※印鑑証明書は申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行されたものに限るとなっておりますのでご注意ください。
※上記期間に該当しない日付はエラーとなります。
※発行主体は省略せずに最後まで正しく入力してください。
記載例：東京法務局練馬出張所
神戸地方法務局西宮市局

法務局発行印鑑証明書サンプル



2-3.認定申請登録[情報入力]

遵守事項の確認をします

遵守事項

- [ ] 事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
- [ ] 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
- [ ] 特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。
- [ ] 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。
- [ ] 運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。
- [ ] 発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋW未満の太陽光発電設備を除く】
- [ ] 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。
- [ ] この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。
- [ ] 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- [ ] 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
- [ ] この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。
- [ ] 発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

※[地熱][地熱（全設備更新型リプレース）][地熱（地下設備流用型リプレース）] の場合のみ表示され、チェックが必要です。

2-3.認定申請登録[情報入力]

遵守事項の確認をします

内部積立てで、[金銭の積立ての方法により資金を確保する]を選択した場合

遵守事項（解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合）

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□へ印をつけること。

- □ 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書等を公表すること。
- □ 積立計画の内容及び資金確保の方法に関する事項を公表すること。
- □ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第５条第１項第６号及び第７号に基づく費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報についての提供（以下「定期報告」という。）の際に、積立予定総額を調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てていることを報告し、かつ、これを公表すること
- □ 内部積立要件のいずれかを満たさ
  また、上記推進機関への積立て
  ては、解体等費用に充てるための

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

内部積立てで、[金銭の積立ての方法以外の方法により資金を確保する]を選択した場合

遵守事項（解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合）

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□へ印をつけること。

- □ 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書等を公表すること。
- □ 資金確保の方法について、必要な事項を公表すること。
- □ 定期報告の際に、資金確保の方法の内容を報告し、かつ、その内容を公表すること
- □ 内部積立要件のいずれかを満たさ
  また、上記推進機関への積立て
  ては、解体等費用に充てるための

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

2-3.認定申請登録[情報入力]

確認事項を確認し、GビズID利用の有無を選択します

確認事項

下記の確認事項について、登録者ではなく事業者本人
なお、本システムでご記入いただいた住所、氏名、連
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措

※事業者の名義等を無断で使用し、申請することは禁

（利用目的）
・収集した情報は、本サイトが提供するサービスを円
・収集した情報は、申請いただいた内容に関する連絡・確認のために利用する場合があります。なお、これらの情報は、申請いただいた内容に応じ、経済産業省及び資源エネルギー庁内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。
・収集した情報は、官民データ活用推進基本法でのオープンデータ基本指針に基づき、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当でない情報を除いたものをオープンデータと定義し、API公開の是非を検討する可能性があります。API公開を行う場合には、特定の個人・法人を識別できないように、及びその作成に用いる保有個人・法人情報を復元して特定の個人・法人を再識別することができないように加工して行うものとします。

1

☑ 上記利用目的に同意します。

☑ 当該申請を巡り、事業者と登録者の間に生じた紛争については、国は一切関知せず、責任も及ばないことに同意します。

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

確認事項について登録者ではなく事業者本人が確認し事業者の同意を十分に得た上で登録手続きを行って下さい

※確認事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

事業者情報 | 代行登録者情報 | 印鑑証明書情報 | **GビズID 利用の有無**

「GビズID利用の有無」タブをクリックします

GビズID利用の有無

当該申請での、GビズIDの利

GビズIDの利用の有無について、該当の選択肢を選択して下さい

※GビズIDを利用する場合、内容確認画面から次の画面へ進む際にGビズIDの認証が必要になります。
GビズIDを利用しない場合、書類添付画面で必要な書類が異なります。「必要となるGビズID、印鑑証明書等」をご確認ください。

2

○ GビズIDを利用します。
◉ GビズIDを利用しません。

戻る

3

内容確認

「内容確認」ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます

※この時点ではまだ申請手続きは完了していません

2-4.認定申請登録[内容確認]

登録内容を確認します

再生可能エネルギー電子申請

マイページ | 認定設備 | 認定申請

認定申請登録

設備区分選択 | 情報入力 | 内容確認 | 設置場所入力 | 緯度経度修正 | 書類添付 | 登録完了

発電設備区分

発電設備区分	太陽光 50kW以上

地方税法第７２条の４の該当性

☐ 地方税法第七十二条の四に規定する法人である場合にはチェックをすること

この時点では、申請されていません。
内容を確認し、問題がなければ「保存して次に進む」ボタン
ボタンをクリックすると、登録者と設置者が違う場合、設置

戻　る

保存して次に進む

入力内容に誤りがないかどうか確認して下さい

こちらのサンプル画像は、実際の画像の一部を省略しています

「保存して次に進む」ボタンをクリックします
※修正する場合は「戻る」ボタンをクリックします

※注意
ボタンをクリックすると、登録者と事業者が違う場合、事業者の方にID登録のメールが送信されます

2-5.設置場所入力

代表地番以外の発電設備の設置場所を入力します。



代表地番は本画面では編集できません。
認定申請登録画面で編集してください。

「追加」：複数の[設置場所]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合と代表地番は削除できません)

「一括追加」：入力された件数分、行を追加します。
「一括コピー」：入力された件数分、行を複製します。
※以下の場合5件追加、コピーします。



2-5.設置場所入力

[発電設備の設置場所に係る情報]

郵便番号表記のない場所に、発電設備を設置する場合

「000」、「0000」を入力し、
「住所反映」ボタンをクリックします

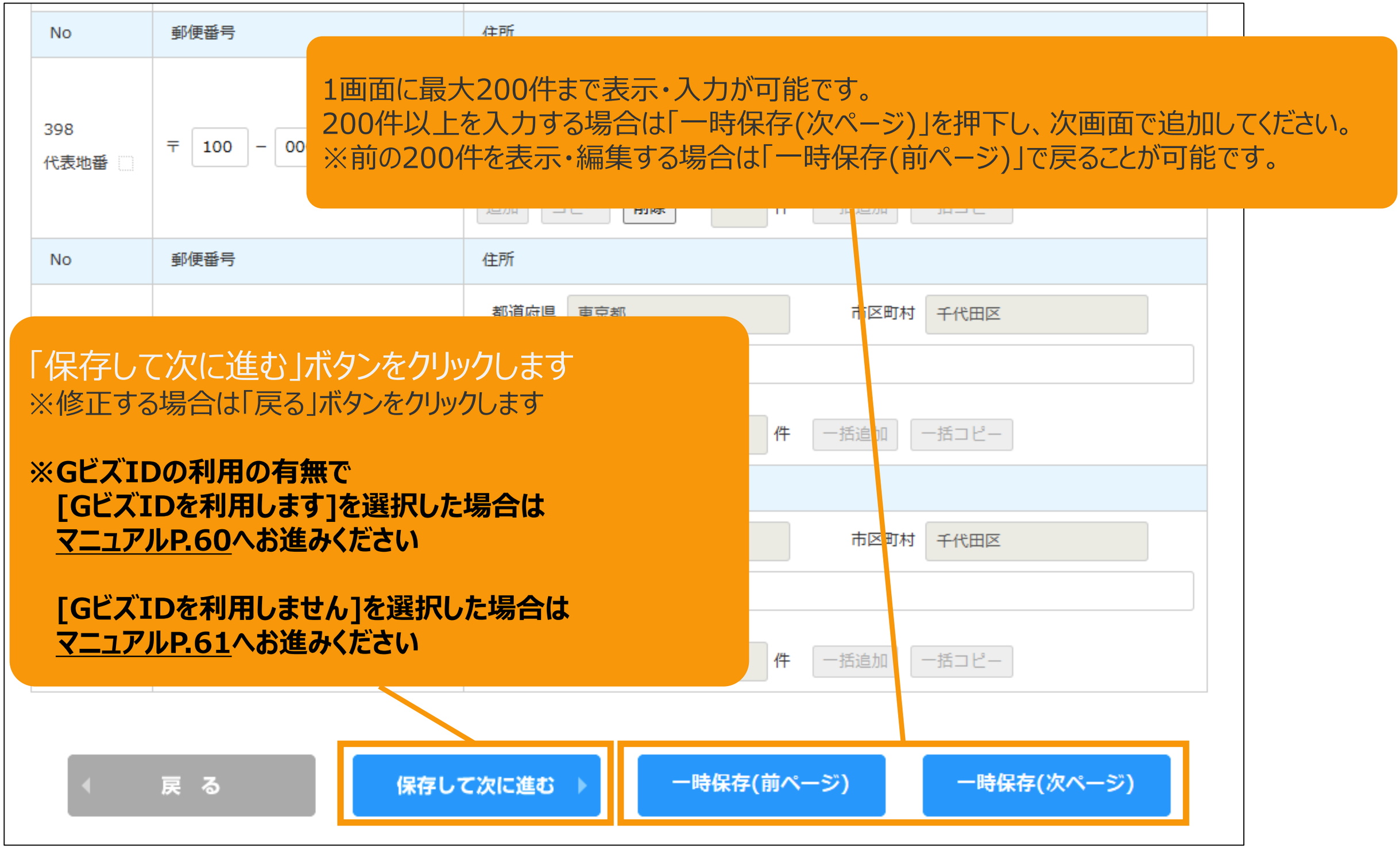
「0000000」の住所の「選択」ボタンをクリックします

「町名・番地」の入力欄に住所を入力します



2-5.設置場所入力

設置場所を保存します



1画面に最大200件まで表示・入力が可能です。
200件以上を入力する場合は「一時保存(次ページ)」を押下し、次画面で追加してください。
※前の200件を表示・編集する場合は「一時保存(前ページ)」で戻ることが可能です。

「保存して次に進む」ボタンをクリックします
※修正する場合は「戻る」ボタンをクリックします

※GビズIDの利用の有無で
[GビズIDを利用します]を選択した場合は
マニュアルP.60へお進みください

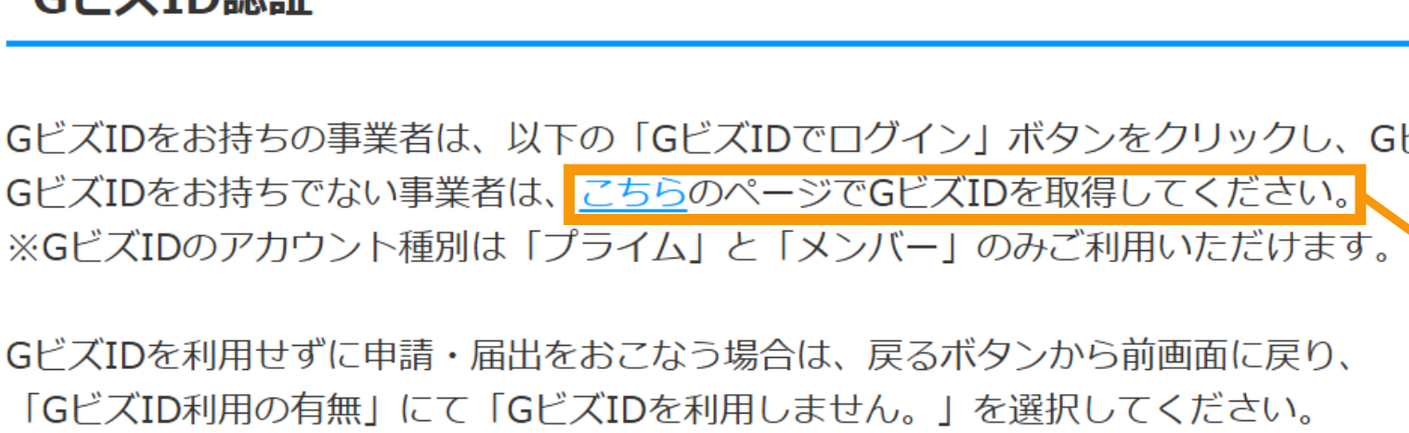
[GビズIDを利用しません]を選択した場合は
マニュアルP.61へお進みください

2-6.認定申請登録[内容確認（GビズIDを利用する場合）]

[GビズIDを利用する]を選択した場合

GビズIDを利用して手続きを行う場合、GビズIDログインをクリックしてGビズID認証を行います。

※当該申請において、すでにGビズID認証を実施した場合（補正内容の修正の際など）は
再度のGビズID認証は不要なためマニュアルP.61へお進みください。



GビズIDを取得したい場合は予め、GビズIDのサイト（https://gbiz-id.go.jp/top/）からGビズIDを取得してください
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです



GビズIDを利用しない手続きに戻りたい場合は「戻る」ボタンをクリックます

申請内容登録画面に戻ります
※マニュアルP.55に戻り、GビスIDを利用しないを選択してください

GビズIDを利用して手続きを進めます
「GビズIDログイン」ボタンをクリックします

GビズID認証画面に進みます
※GビズID認証方法は【GビズID認証】マニュアルを参照してください
※GビズID認証完了後、マニュアルP.61へお進みください

2-7.認定申請登録[緯度経度修正]

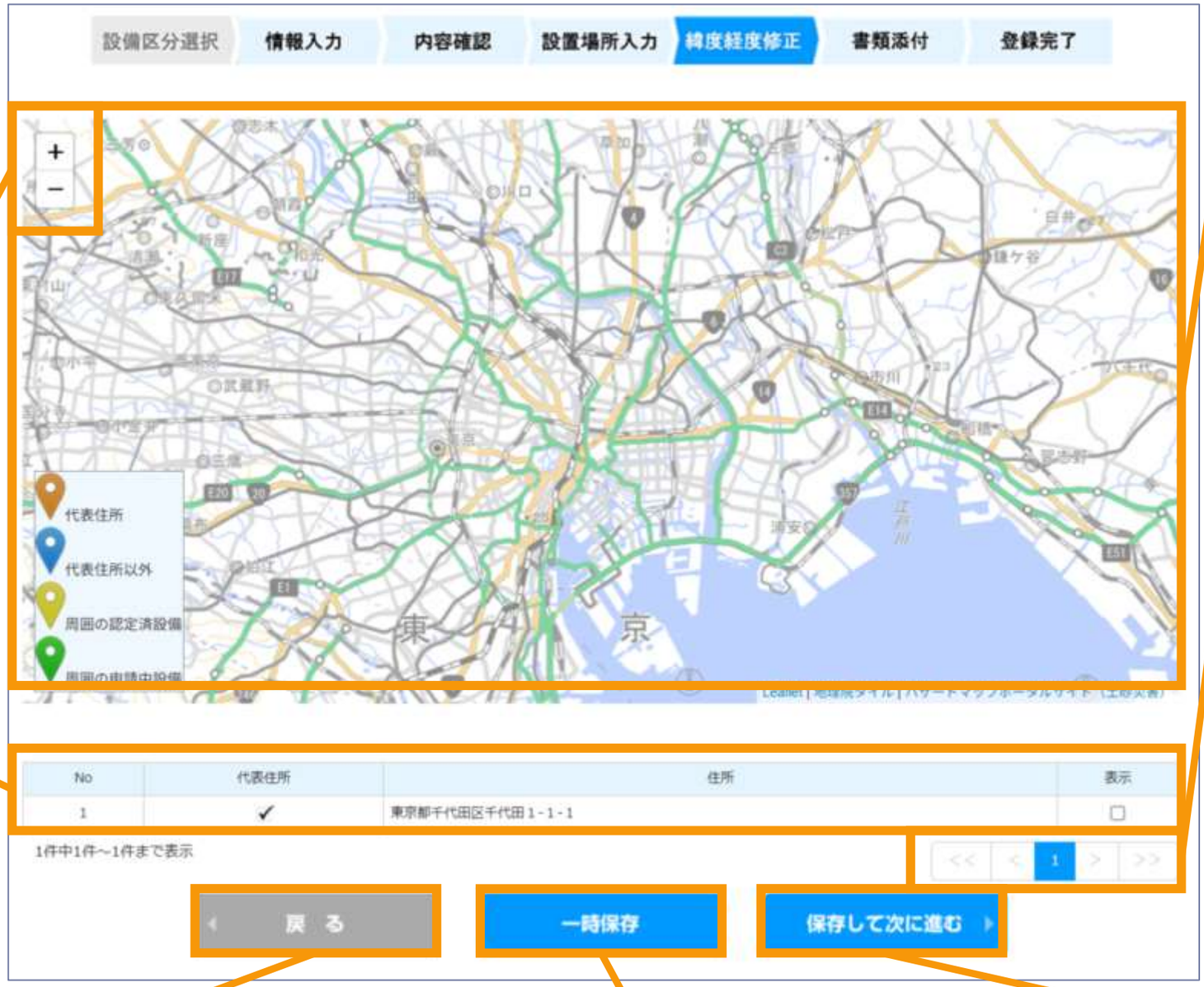
情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

地図の表示は
＋クリックで拡大、
－クリックで縮小
することができます

※地図上にカーソルを合わせ、スクロールすることでも拡大・縮小が可能です

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所が10地番ごとに表示されます。

11地番以上入力した場合は右下のページングを利用して表示を切り替えて修正します



ピンを表示・移動することができる地図エリア

発電設備の設置場所を11地番以上入力した場合、表示を切り替えることができます
※ページを切り替える前にピンの移動を行った場合は必ず一時保存ボタンで情報を保存してください
一時保存をしなかった場合、変更した情報はリセットされます

情報入力画面に戻る場合に利用します

住所表示を次のページに切り替える場合や書類添付画面に進む前に一度保存したい場合に利用します

書類添付画面に進む場合に利用します

2-7.認定申請登録[緯度経度修正]

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。



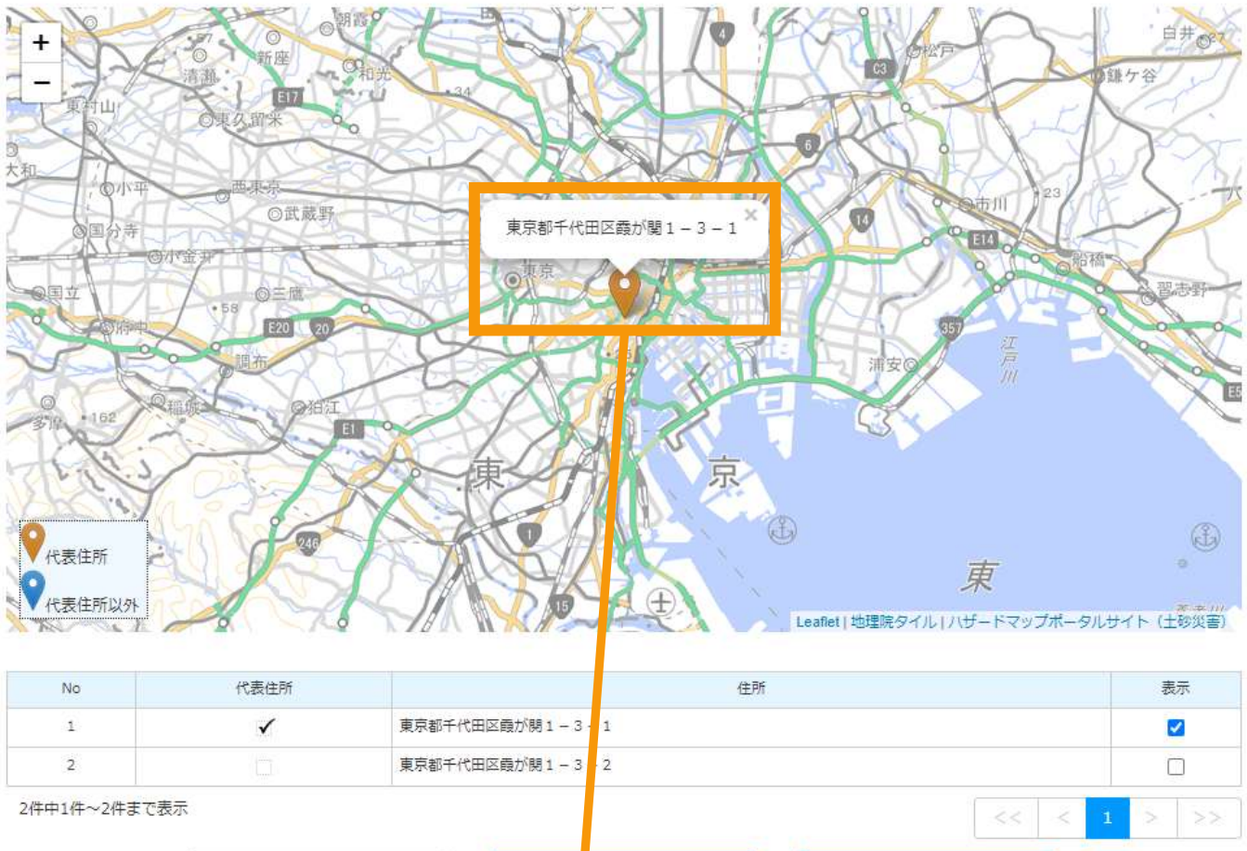
No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区霞が関１－３－１	☐
2	☐	東京都千代田区霞が関１－３－２	☐

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻　る　　一時保存　　保存して次に進む

地図上にピンを表示したい地番の表示チェックにチェックを付けます
※チェックは複数つけることができます



No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区霞が関１－３－１	☑
2	☐	東京都千代田区霞が関１－３－２	☐

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻　る　　一時保存　　保存して次に進む

地図上にピンが表示されるので、位置を確認し、位置を変更する場合はピンをドラッグ＆ドロップで移動させて調整します

2-7.認定申請登録[緯度経度修正]

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。



No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区霞が関１－３－１	☑
2		東京都千代田区霞が関１－３－２	☐

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻 る　一時保存　保存して次に進む

書類添付画面に進まずにピンの調整の一時保存だけをしたい場合は「一時保存」ボタンをクリックします

ピンの調整が完了したら「保存して次に進む」ボタンをクリックして書類添付画面に進みます

2-8.認定申請登録[書類添付]

申請に必要な書類を添付します

※必要な書類は申請内容によって異なりますので、記載要領をご確認ください

※申請時に提出する各種契約書に関し、紙の契約書に代えて電子契約書を提出することも可能ですが、
真正性確保の観点から、電子署名法に基づく認定認証事業者が発行した電子証明書付きの電子署名がなされた電子契約書のみ、申請書類として使用可能です。
認定を受けた認証事業者の情報については、法務省ＨＰをご確認ください。

（**https://www.moj.go.jp/MINJI/minji32.html**）



[添付ファイル]アップロード用一覧

※必須項目は必ず書類添付して下さい
こちらはサンプル画面です

※必要な書類は記載要領（以下リンク参照）を確認の上、添付してください

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_01.pdf

2-8.認定申請登録[書類添付]

書類添付方法(例)

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあっては、法人登記簿謄本） 必須

なし　未確認

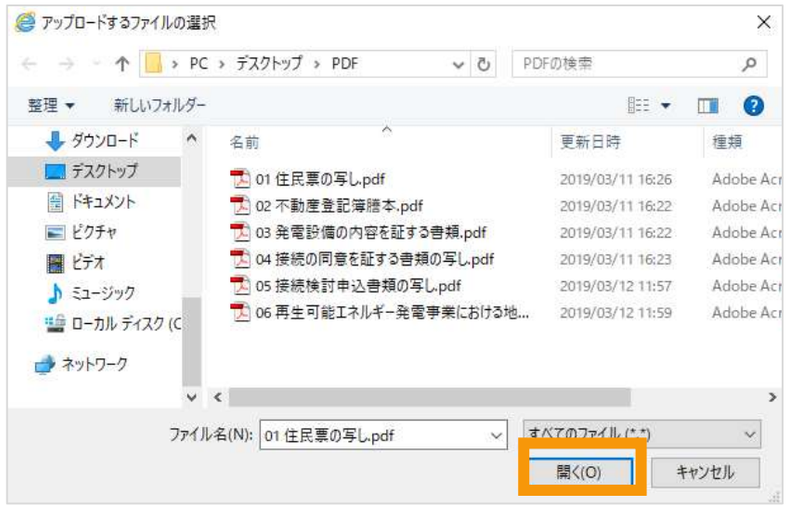
1 ファイルを選択 選択されていません

アップロード　削除

添付をする書類の「参照」
ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます

2



添付するファイルを選択し「開く」
ボタンをクリックします

「参照」ボタンの横にファイル名が表示されます
※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい
※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあっては、法人登記簿謄本） 必須

なし　未確認

3 ファイルを選択 住民票の写

アップロード　削除

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます
※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます
必ず1ファイルづつアップロードして下さい

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあっては、法人登記簿謄本） 必須

4 202309141522住民票の写し.pdf　未確認

ファイルを選択 選択されて

アップロード　削除

アップロードされたファイルが表示されます

※アップロード後、ファイルの簡易チェックが行われます。簡易チェックが完了するまで当該書類枠でのファイルの再アップロード、削除は行えません。他の書類枠ではアップロード等を行えます。

2-8.認定申請登録[書類添付]

書類添付方法(例)



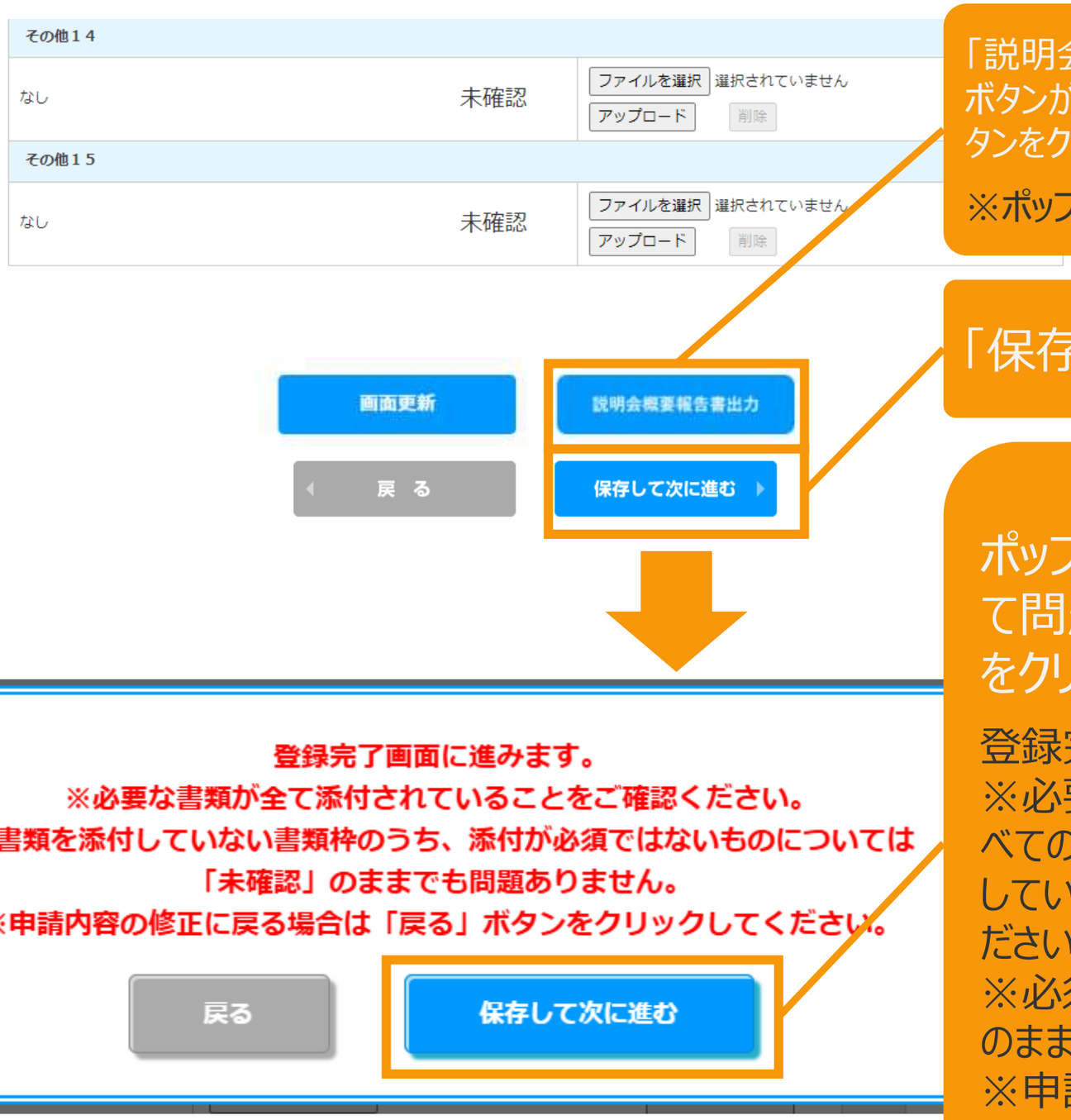
アップロードファイルの簡易チェックが完了すると、当該書類枠のチェック結果欄に結果が表示されます

※簡易チェックに要する時間は内容によって多少前後いたします。
※簡易チェック中も他の書類枠でのアップロード等は行えます。
※他の書類枠でアップロード等を行うか、画面下部の画面更新ボタンをクリックすることで更新されます。
※長時間経過しても結果が更新されない場合は「**システム操作に関するお問い合わせ窓口**」へお問い合わせください

※簡易チェックの結果は「**添付〇**」か「**添付×**」のいずれかで表示されます。
※「**添付×**」となった場合は適切なファイルをアップロードできていないことになりますので正しいファイルでアップロードをし直してください。
※一つでも「**添付×**」の書類枠がある場合は次ページ以降の手続きには進めませんのでご注意ください。
※「**添付〇**」となった場合でもその後の正式な審査の過程において不備となる場合もございますので予めご了承ください。

2-8.認定申請登録[書類添付]

必要な書類を全て添付後、内容を確認し申請を行います



「説明会概要報告書」または「事前周知措置概要報告書」ボタンが表示されている場合は保存して次に進む前に当該ボタンをクリックします

※ポップアップが表示され「はい」をクリックして出力します

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

ポップアップで表示される注意事項を確認して問題なければ「保存して次に進む」ボタンをクリックします

登録完了画面に進みます
※必要な書類を全て添付し、添付した書類枠のすべての簡易チェックが「添付○」となっていることを確認していただいてから「保存して次に進む」をクリックしてください
※必須ではなく添付をしていない書類枠は「未確認」のままでも問題ありません
※申請内容の修正に戻る場合は「戻る」ボタンをクリックしてください

2-9.認定申請登録[登録完了]

[登録完了]画面が表示され、認定申請が仮登録されます

設備区分選択 ＞ 情報入力 ＞ 内容確認 ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

認定申請は仮登録されました。
以下の手続きを行い認定申請を確定させてください。

①画面下部の『申請書の印刷はこちら』をクリックします。
②『申請内容参照』の最下部にある『申請書印刷』ボタンを押下し、申請書を印刷します。
③申請内容を修正する場合は、『編集』ボタンを押下し、編集してください。
　編集後は、再び項番①の手順に戻り進めてください。
④申請内容に問題なければ、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
⑤申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。
※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。
・新規申請の場合
・新規申請以外の場合

申請ID：XXXXXXX

申請書の印刷はこちら

このまま申請書の印刷を行う場合、「申請書の印刷はこちら」リンクをクリックします

<u>※マニュアルP.72申請内容参照画面へお進み下さい</u>

2-10.認定申請登録[申請検索]

仮登録した申請を検索画面で検索します



「認定申請一覧」ボタンをクリックします

認定申請一覧画面に進みます

2-10.認定申請登録[申請検索]

仮登録した申請を検索画面で検索します



「検索」ボタンをクリックします

画面下部に一覧が表示されます

2-10.認定申請登録[申請検索]

該当する認定申請を参照します

認定申請一覧

申請種別 [新規認定申請] 認定法区分 [FIT]

申請ID [ ] ～ [ ] 申請状態 [入力者編集中]

事業者名 [部分一致]

申請日（登録日） [2017/04/01] ～ [2017/05/01]

初回申請日（承諾日） [2017/04/01] ～ [2017/05/01]

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

発電設備の区分 [-- なし --]

出力区分 [--なし--]

[検索]

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

No	発電設備の区分	出力区分	申請状態	申請種別	申請ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力（kW）	申請日（登録日）	初回申請日（承諾日）	発電設備の名称	
1	太陽光	50kW以上250kW未満	入力者編集中	新規認定申請	********		資源　太郎	77.0kW	2022年04月01日		太陽光発電所	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (

「参照」ボタンをクリックします

認定申請参照画面が表示されます

2-11.認定申請登録[申請参照]

該当する申請内容を参照します



サイドバーを画面下部へスクロールします

2-12.認定申請登録[事業実施体制図/関係法令手続状況報告書登録]

事業実施体制図/関係法令手続状況報告書について登録します

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。
①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
（申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。）
②申請書の内容を確認後、『申請情報確定』ボタンを押して、申請
（申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。）
③申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送
ことが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。
※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。
・新規申請の場合
・新規申請以外の場合

申請書印刷
申請情報確定
編　集
事業実施体制情報登録
関係法令手続状況報告書登録

①「事業実施体制図」ボタンをクリックします

事業実施体制図情報入力画面へ進みます
※入力方法は【事業実施体制図】マニュアルを参照してください。

②「関係法令手続状況報告書」ボタンをクリックします

関係法令手続状況報告書情報入力画面へ進みます
※入力方法は【関係法令手続状況報告書】マニュアルを参照してください。

2-13.認定申請登録[申請書印刷]

申請書を印刷します

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。
①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
（申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。）
②申請書の内容を確認後、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
（申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。）
③申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。
※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。
- **新規申請の場合**
- **新規申請以外の場合**

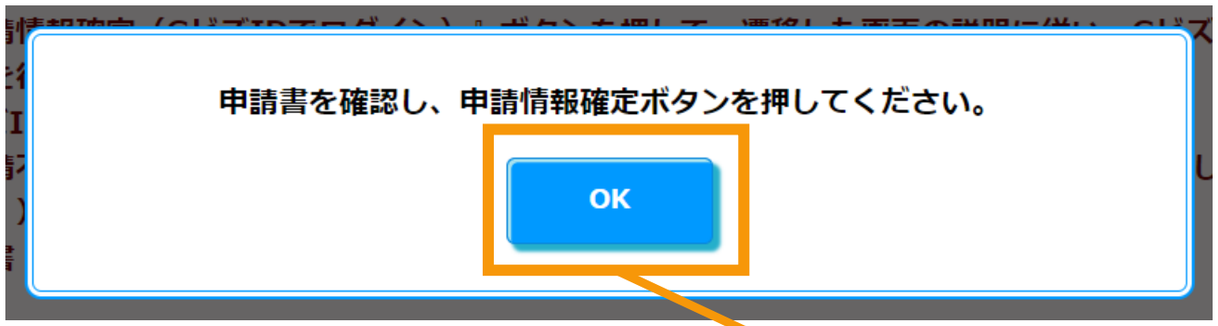
※申請情報確定までの手順が記載されているので、手順に従い必ず申請情報確定まで行ってください



「申請書印刷」ボタンをクリックします
注意メッセージが表示されます

2-13.認定申請登録[申請書印刷]

申請書を印刷した後の注意文が表示されます

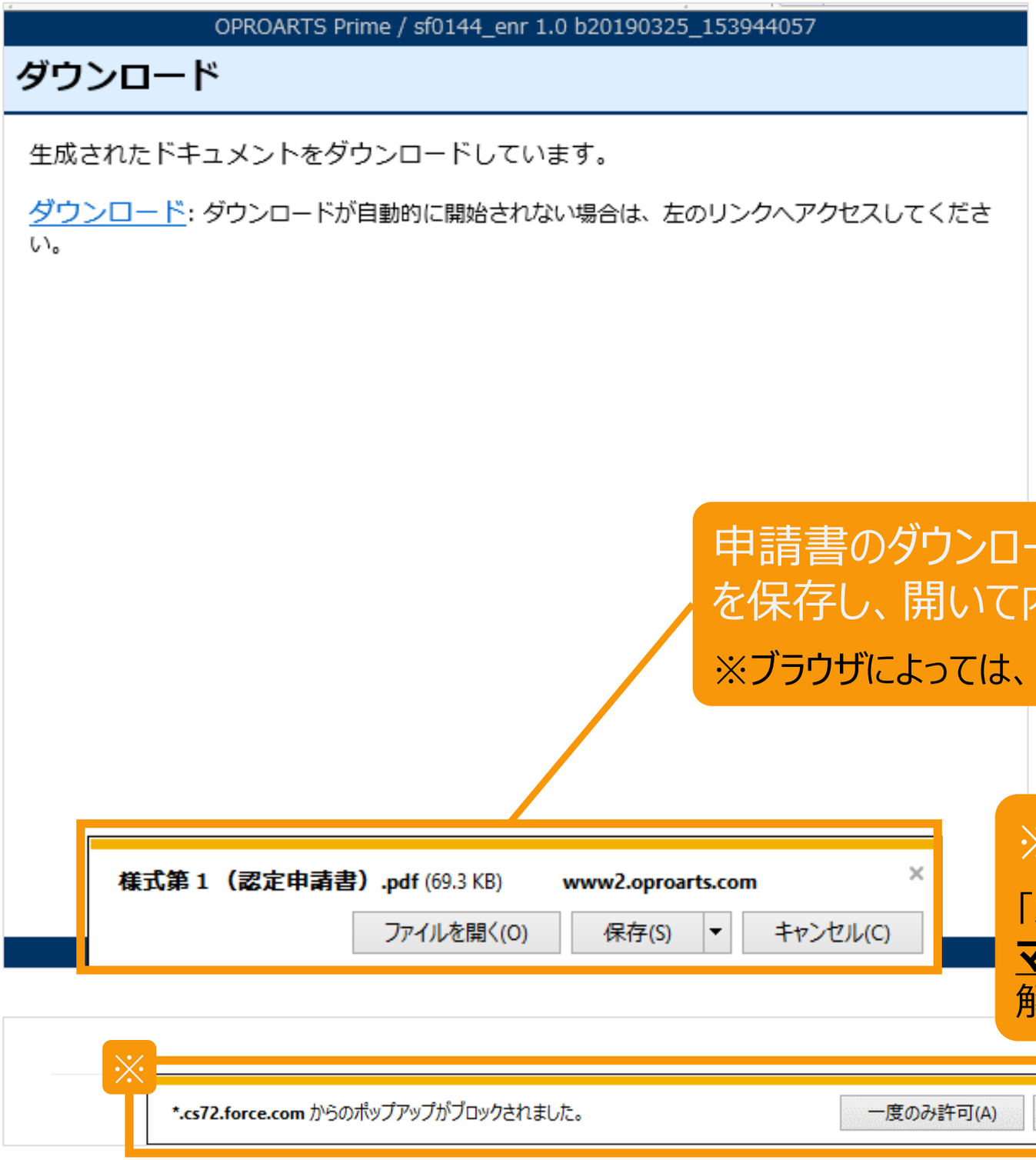


「ＯＫ」ボタンをクリックします

認定申請書のダウンロードが別ウインドウで始まります
※詳細は次ページ参照

2-13.認定申請登録[申請書印刷]

印刷した申請書の保存を確認します



申請書のダウンロード処理が実行されるので、ファイルを保存し、開いて内容を確認してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます

※ポップアップがブロックされた場合

「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.78**を確認し、ポップアップ ブロック機能の解除を行ってください

2-13.認定申請登録[申請書印刷]

作成完了した申請書をPDFで表示します
申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ
「申請情報確定」ボタンをクリックして申請情報確定を行ってください

様式第１（第４条の２関係）

05961814-0-2

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（１０ｋW未満の太陽光発電を除く）

2019年　3月　25日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）とうきょうとちよだくかすみがせき
申請者　　住　所　（〒 100-8931）
（注１）　　東京都千代田区霞が関１－３－１
（ふりがな）しげん　たろう
氏　名 資源　太郎

2-13.認定申請登録[申請書印刷]

【申請書の保存・印刷時の注意点】
申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。
ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。
「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>
①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。
②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われないことがありますので、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料）を使用して表示を行い、印刷をしてください。

2-14.認定申請登録[申請書情報確定]

申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います
内容の修正を行いたい場合は、編集ボタンから再度編集を行ってください

下記の手順で、申請情
①申請書印刷ボタンを
（申請情報確定を行う
②申請書の内容を確認
（申請情報確定を行う
③申請書・返信用封筒

※申請書及び委任状に
ことが必要です。添付
※ただし、返信用封筒
所など）に限ります。
※郵送方法については、
い。
・新規申請の場合
・新規申請以外の場合

「申請書印刷」ボタン
ボタンが表示されている間は、何度でも申請書を印刷することができます。

「申請情報確定」ボタン
申請書を確認し、問題がなければクリックします。**※マニュアルP.80へお進みください**

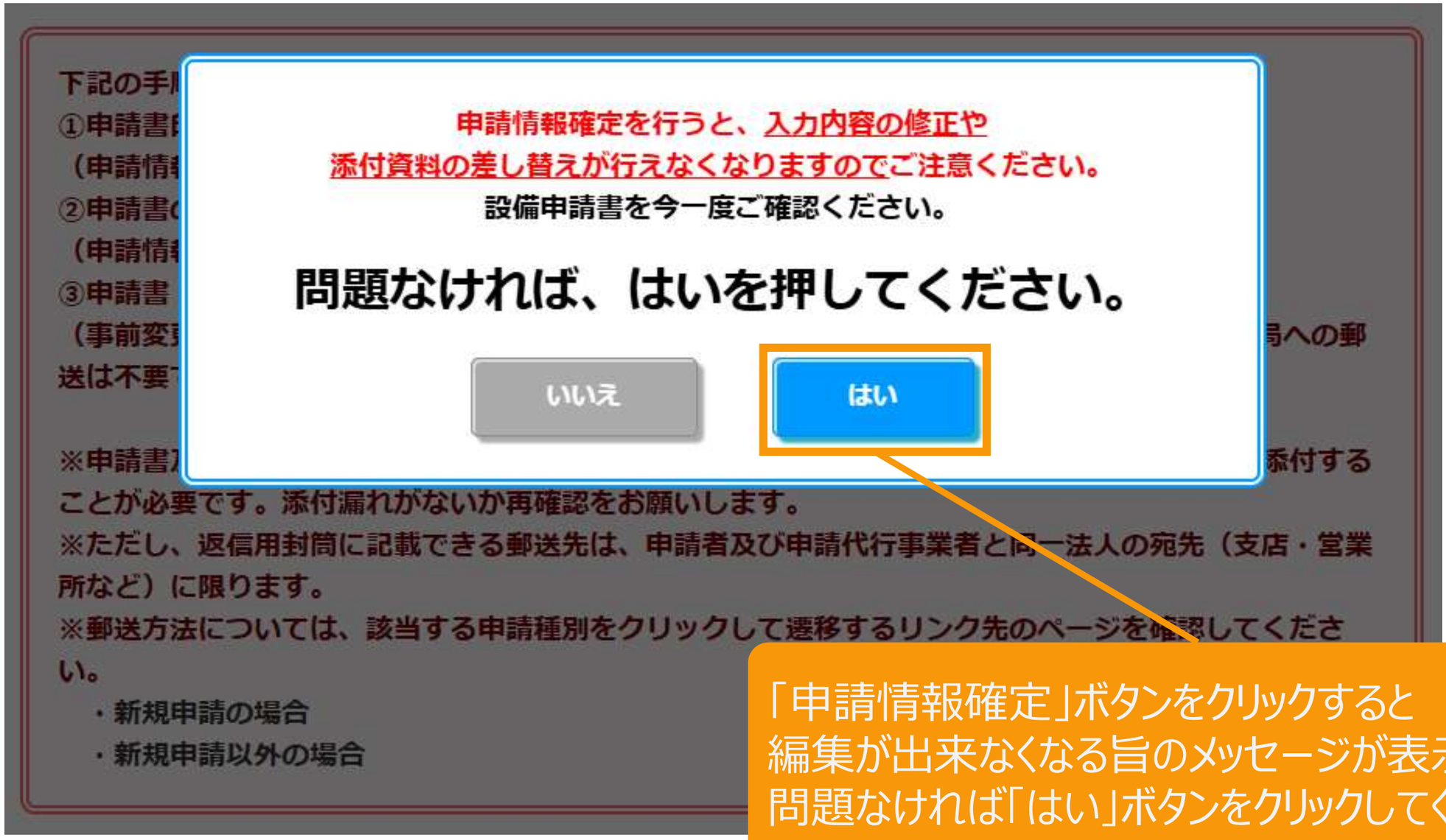
「編集」ボタン
申請内容を修正したい場合、クリックして再度編集を行うことができます。

「削除」ボタン
当該申請を取り下げ（削除し）たい場合、クリックして取り下げ（削除す）ることができます。



2-14.認定申請登録[申請書情報確定]

申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います



「申請情報確定」ボタンをクリックすると
編集が出来なくなる旨のメッセージが表示されます
問題なければ「はい」ボタンをクリックしてください

2-15.認定申請登録[登録完了]

申請状態はGビズID利用の有無の選択によって以下の通り自動更新されます。
[GビズIDを利用します]を選択した場合：「申請書出力済（認証済） 」
[GビズIDを利用しません]を選択した場合：「申請書出力済」

再生可能エネルギー電子申請

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

申請内容参照

申請情報

申請状態	申請書出力済
初回申請日（承諾日）	2022年03月02日
不認定理由	

事業者情報

事業者自身が入力されていますか？	本人
設備利用者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方

3-1.申請情報確定取り下げ

申請情報確定の取り下げを行います

保守点検及び維持管理費用総額（円）（税抜き）	150,000
廃棄等費用	廃棄等費用の総額（円）（税抜き）： 20,000 廃棄等費用の算定方法： 積立開始時期： 積立終了時期： 毎月積立金額（円）（税抜き）： 25,000

申請の取り下げを行う場合は
「申請情報確定取り下げ」ボタンをクリックします

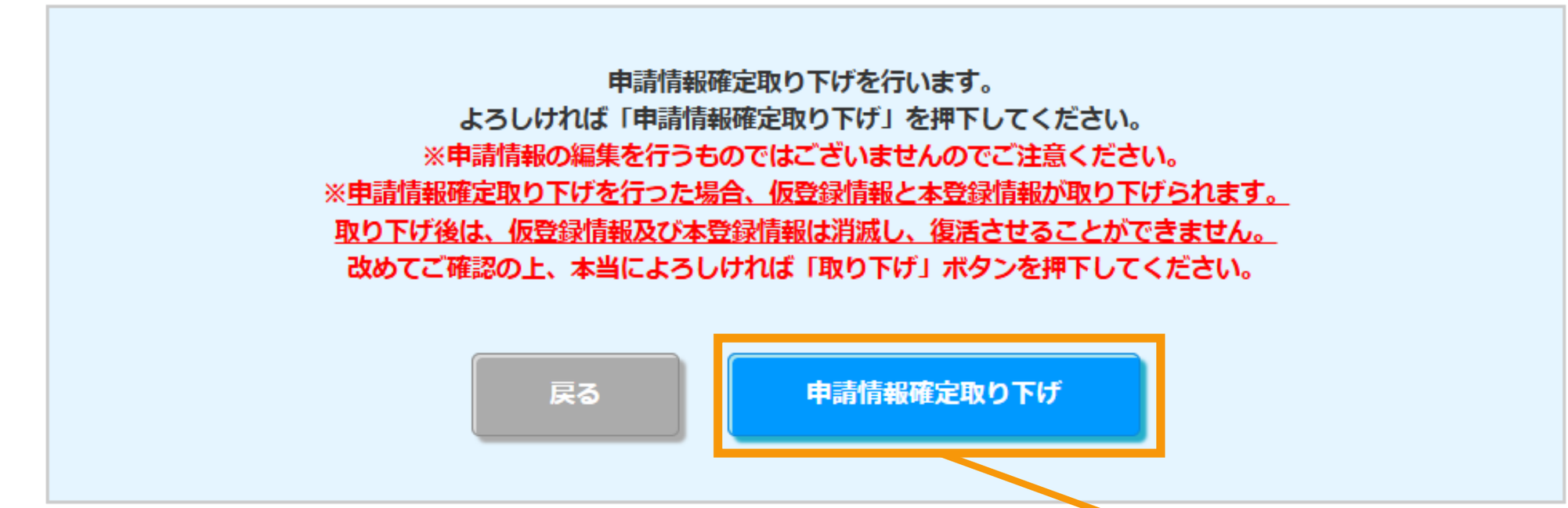
再印刷

申請情報確定取り下げ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

3-1.申請情報確定取り下げ

申請情報確定の取り下げを行います



「申請情報確定取り下げ」ボタンをクリックすると
申請が取り下げられます

3-1.申請情報確定取り下げ

申請情報確定取り下げ完了



申請情報確定取り下げが完了となります
「戻る」ボタンで申請参照画面へ戻ります

3-1.申請情報確定取り下げ

[申請状態]が申請取り下げとなります

認定申請一覧

申請種別 新規認定申請　　認定法区分 FIT

申請ID　　～　　申請状態 申請取り下げ

事業者名 部分一致

申請日（登録日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回申請日（承諾日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

No	発電設備の区分	出力区分	申請状態	申請種別	申請ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力（kW）	申請日（登録日）	初回申請日（承諾日）	発電設備の名称	
1	太陽光	50kW以上250kW未満	申請取り下げ	新規認定申請	********		資源　太郎	77.0kW	2022年04月01日		太陽光発電所	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

[申請状態]が申請取り下げとなります

4-1.改訂履歴

版	改訂履歴	改訂内容	備考
1.0	2019/05/07	新規作成	
2.0	2019/05/08	P.38,47　画面差し替え、説明文修正	
3.0	2019/06/18	P.49,51　画面差し替え	
4.0	2019/07/22	P.1,23~24,29,43~46,51,54~56,58,60~67,69~71 画面差し替え、ボタンの文言修正、内線番号項目追加、事業者情報を反映ボタン追加	
5.0	2019/09/09	P.16　画面差し替え	
6.0	2019/09/30	P.17～20,22,26,32,33　画面差し替え P.29　説明文修正	
7.0	2019/11/01	全体構成の修正	
8.0	2020/04/01	全体構成の修正	
9.0	2020/11/02	P.52　説明文修正	
10.0	2021/04/01	全体構成の修正	
11.0	2022/04/01	全体構成の修正	
12.0	2022/06/14	P.1,2,73　対応ブラウザ変更	
13.0	2022/07/08	P.64,69,70,74,75,77 画面差し替え	
14.0	2022/11/28	P.59　画面差し替え	
15.0	2023/01/06	P.11,13,17　画面差し替え	
16.0	2023/04/01	P.11,62～64　追加 P.9,11,30,31,58,59　説明文修正 P.58,59　画面差し替え	
17.0	2023/09/20	P.65～68　説明文追加、画面差し替え	
18.0	2023/10/01	P.6,50　説明文追加、画面差し替え	
19.0	2024/03/15	全体構成の修正	

4-1.改訂履歴

版	改訂履歴	改訂内容	備考
20.0	2024/04/01	P.7,21,29,30,54　説明文修正、画面差し替え	
21.0	2024/04/05	P.20　画面差し替え	
22.0	2024/04/09	P.21　説明文修正、画面差し替え	
23.0	2024/06/26	P.64　説明文修正、画面差し替え	
24.0	2024/08/01	P.57,70,71,76　説明文修正、画面差し替え	
25.0	2024/08/28	P.39　説明文修正	
26.0	2024/10/01	P.33,61,63,64　説明文修正、画面差し替え	
27.0	2024/12/10	P.83　画面差し替え	
28.0	2025/04/01	全体構成の修正	
29.0	2025/12/15	全体構成の修正	
30.0	2026/04/01	P.35～37　説明文追加、画面差し替え	
31.0	2026/06/29	P.25,26　説明文修正、画面差し替え	
32.0	2026/07/09	P.67,80,83,84　説明文追加、画面差し替え	
33.0	2026/09/17	P.64　説明文追加	
34.0	2026/10/01	P.42,45,46　説明文追加	
35.0	2026/11/04	P.45,46　画面差し替え	